

2. 熊毛海区  
(1) 共同漁業

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は条件	関係地区
熊共第1号	第1種共同漁業	てんぐさ漁業 ふのり漁業 とこぶし漁業 あなご漁業 ばい漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " " " " "	西之表市地先	<p>基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点キ, 点ク及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 ただし, 次の区域を除く。</p> <p>1 西之表港 (1) 点A, 点B, 点C, 点D, 点E, 点F, 点G, 点H, 点I, 点J, 点K, 点L, 点M, 点N及び点Oを順次に直線で結ぶ線と陸岸によって囲まれた区域。</p> <p>点A N 30° 44' 12" E 130° 59' 21" 点B N 30° 44' 09" E 130° 59' 19" 点C N 30° 44' 05" E 130° 59' 26" 点D N 30° 44' 01" E 130° 59' 28" 点E N 30° 43' 58" E 130° 59' 25" 点F N 30° 43' 59" E 130° 59' 14" 点G N 30° 43' 49" E 130° 59' 14" 点H N 30° 43' 48" E 130° 59' 15" 点I N 30° 43' 52" E 130° 59' 21" 点J N 30° 43' 50" E 130° 59' 23" 点K N 30° 43' 50" E 130° 59' 24" 点L N 30° 43' 41" E 130° 59' 30" 点M N 30° 43' 37" E 130° 59' 36" 点N N 30° 43' 26" E 130° 59' 28" 点O N 30° 43' 24" E 130° 59' 28"</p> <p>(2) 北第一防波堤 点P, 点Q, 点R, 点S, 点T, 点U, 及び点Pを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。</p> <p>点P N 30° 44' 28" E 130° 59' 15" 点Q N 30° 44' 29" E 130° 59' 14" 点R N 30° 44' 28" E 130° 59' 08" 点S N 30° 44' 28" E 130° 59' 05" 点T N 30° 44' 25" E 130° 59' 06" 点U N 30° 44' 25" E 130° 59' 09"</p> <p>(3) 沖防波堤 点V, 点W, 点X, 点Y及び点Vを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。</p> <p>点V N 30° 44' 39" E 130° 58' 58" 点W N 30° 44' 39" E 130° 58' 55" 点X N 30° 44' 28" E 130° 58' 55" 点Y N 30° 44' 28" E 130° 58' 58"</p> <p>(4) 遼泊地区 東防波堤北端と西防波堤東端を結ぶ線以内の港内。</p> <p>(5) 点Z, 基点AA, 点AB, 点ACを順次に直線で結ぶ線と陸岸によって囲まれた区域。</p> <p>点Z N 30° 43' 59" E 130° 59' 15" 点AA N 30° 44' 01" E 130° 59' 16" 点AB N 30° 44' 01" E 130° 59' 15" 点AC N 30° 43' 59" E 130° 59' 15"</p> <p>2 田之脇港 防波堤(西)の南端と防波堤(東)の基部を結ぶ線以内の港内。</p>	なし	西之表市
	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業 ぶり建網漁業 雑魚建干網漁業 雑魚狩刺網漁業 ばいかご漁業 あさひがにかかり網漁業 小型定置網漁業	1月1日～12月31日 9月1日～翌年6月30日 1月1日～12月31日 " " " "				
	第3種共同漁業	かます船びき網漁業	1月1日～12月31日				

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は又条件	関係地区
					基点及び点の位置 基点1 N 30° 38' 08" E 130° 56' 58" (西之表市と熊毛郡中種子町との西側境界の基点標石) 基点2 N 30° 35' 16" E 131° 01' 53" (西之表市犬城橋欄干の中間点) 点ア N 30° 38' 07" E 130° 55' 05" 点イ N 30° 39' 58" E 130° 54' 35" 点ウ N 30° 48' 19" E 130° 59' 08" 点エ N 30° 52' 00" E 131° 03' 12" 点オ N 30° 50' 33" E 131° 05' 16" 点カ N 30° 47' 23" E 131° 06' 49" 点キ N 30° 41' 25" E 131° 06' 33" 点ク N 30° 35' 14" E 131° 03' 46"		
熊 共 第2号	第1種 共同漁業	てんぐさ漁業 ふのり漁業 とこぶし漁業 あなご漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " " " "	西之表市 馬毛島地 先	馬毛島の最大高潮時海岸線及びその沖合3,000メートルの線によって囲まれた区域。	なし	西之表市
	第2種 共同漁業	いせえび雑魚 建網漁業 ぶり建網漁業 雑魚建干網 漁業 雑魚狩刺網 漁業 あさひがにか かり網漁業	1月1日～ 12月31日 9月1日～ 翌年 6月30日 1月1日～ 12月31日 " "				
	第3種 共同漁業	かます船びき 網漁業	1月1日～ 12月31日				
熊 共 第3号	第1種 共同漁業	てんぐさ漁業 とこぶし漁業 ばい漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " " "	熊毛郡中 種子町西 海岸地先	基点1と点アを直線で結んだ線, 基点2と点イを直線で結んだ線, 基点1と基点2間の最大高潮時海岸線及びその沖合3,000メートルの線によって囲まれた区域。ただし, 次の区域を除く。  浜津脇港 (1)防波堤(南)北西端と岸壁(-5.5M)西端を結ぶ線以内の港内。 (2)防波堤(西) 点A, 点B, 点C, 点D及び点Aを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。  点A N 30° 35' 52" E 130° 56' 35" 点B N 30° 35' 51" E 130° 56' 36" 点C N 30° 36' 03" E 130° 56' 46" 点D N 30° 36' 04" E 130° 56' 45"	なし	熊毛郡 中種子町
	第2種 共同漁業	いせえび雑魚 建網漁業 ぶり建網漁業 雑魚かご網 漁業 ばいかご漁業 あさひがにか かり網漁業 小型定置網 漁業	1月1日～ 12月31日 9月1日～ 翌年 6月30日 1月1日～ 12月31日 " " "				

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は条件	関係地区
熊共第4号	第1種共同漁業	てんぐさ漁業 とこぶし漁業 ばい漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " " "	熊毛郡中種子町東海岸地先	<p>基点1と点アを直線で結んだ線、基点2と点イを直線で結んだ線、基点1と基点2間の最大高潮時海岸線及びその沖合3,000メートルの線によって囲まれた区域。</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 30° 35' 16" E 131° 01' 53" (西之表市犬城橋欄干の中間点) 基点2 N 30° 27' 11" E 130° 57' 32" (熊毛郡中種子町と同郡南種子町との東側境界の基点標石) 点ア N 30° 35' 14" E 131° 03' 46" 点イ N 30° 27' 54" E 130° 59' 13"</p>	なし	熊毛郡中種子町
	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業 ぶり建網漁業 ばいかご漁業 あさひがにかかり網漁業 小型定置網漁業	1月1日～ 12月31日 9月1日～ 翌年 6月30日 1月1日～ 12月31日 " "				
熊共第5号	第1種共同漁業	とこぶし漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " "	熊毛郡南種子町地先	<p>基点1、点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ、点キ、点ク、点ケ、点コ、点サ及び基点2を順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の区域を除く。</p> <p>島間港 (1) 防波堤(東)先端と防波堤(内)の先端から90メートルの点を結ぶ線以内の港内。 (2) 点1、点2、点3、点4及び点1を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。</p> <p>点1 N 30° 28' 02" E 130° 52' 06" 点2 N 30° 28' 01" E 130° 52' 07" 点3 N 30° 28' 07" E 130° 52' 13" 点4 N 30° 28' 08" E 130° 52' 12"</p> <p>(3) 点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17、点18、点19、点20、点21、点22、点23、点24、点25、点26、点27、点28、点29、点30、点31及び点1を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。</p> <p>点5 N 30° 28' 13.91" E 130° 51' 55.38" 点6 N 30° 28' 13.42" E 130° 51' 55.03" 点7 N 30° 28' 12.77" E 130° 51' 53.76" 点8 N 30° 28' 12.66" E 130° 51' 53.38" 点9 N 30° 28' 12.67" E 130° 51' 52.91" 点10 N 30° 28' 13.16" E 130° 51' 52.19" 点11 N 30° 28' 13.75" E 130° 51' 51.86" 点12 N 30° 28' 14.37" E 130° 51' 51.95" 点13 N 30° 28' 14.70" E 130° 51' 52.20" 点14 N 30° 28' 14.91" E 130° 51' 52.52" 点15 N 30° 28' 15.21" E 130° 51' 53.20" 点16 N 30° 28' 15.47" E 130° 51' 53.88" 点17 N 30° 28' 16.18" E 130° 51' 55.43" 点18 N 30° 28' 16.90" E 130° 51' 57.12" 点19 N 30° 28' 17.24" E 130° 51' 57.81" 点20 N 30° 28' 17.37" E 130° 51' 58.16" 点21 N 30° 28' 17.48" E 130° 51' 58.54" 点22 N 30° 28' 17.45" E 130° 51' 59.01" 点23 N 30° 28' 17.03" E 130° 51' 59.70" 点24 N 30° 28' 16.90" E 130° 51' 59.79" 点25 N 30° 28' 16.73" E 130° 51' 59.87" 点26 N 30° 28' 15.79" E 130° 51' 59.98" 点27 N 30° 28' 15.45" E 130° 51' 59.73"</p>	なし	熊毛郡南種子町
	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業 ぶり建網漁業 かます建網漁業 雑魚かご漁業 あさひがにかかり網漁業 小型定置網漁業	1月1日～ 12月31日 9月1日～ 翌年 1月1日～ 12月31日 " " "				

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は又条件	関係地区
					点28 N 30° 28' 15.24" E 130° 51' 59.41" 点29 N 30° 28' 14.94" E 130° 51' 58.73" 点30 N 30° 28' 14.83" E 130° 51' 58.35" 点31 N 30° 28' 14.83" E 130° 51' 57.60"  (4)点32, 点33, 点34, 点35, 点36, 点37, 点38, 点39, 点40, 点41, 点42, 点43, 点44, 点45, 点46, 点47, 点48, 点49, 点50, 点51, 点52, 点53, 点54, 点55, 点56, 点57 及び点1を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。  点32 N 30° 28' 08.13" E 130° 51' 38.15" 点33 N 30° 28' 08.13" E 130° 51' 38.70" 点34 N 30° 28' 08.09" E 130° 51' 38.87" 点35 N 30° 28' 07.56" E 130° 51' 38.65" 点36 N 30° 28' 06.98" E 130° 51' 38.53" 点37 N 30° 28' 06.73" E 130° 51' 38.55" 点38 N 30° 28' 06.51" E 130° 51' 38.66" 点39 N 30° 28' 06.41" E 130° 51' 38.73" 点40 N 30° 28' 06.37" E 130° 51' 38.61" 点41 N 30° 28' 06.27" E 130° 51' 38.56" 点42 N 30° 28' 06.00" E 130° 51' 38.44" 点43 N 30° 28' 05.87" E 130° 51' 38.28" 点44 N 30° 28' 05.79" E 130° 51' 38.15" 点45 N 30° 28' 05.70" E 130° 51' 37.92" 点46 N 30° 28' 05.65" E 130° 51' 37.71" 点47 N 30° 28' 05.64" E 130° 51' 37.51" 点48 N 30° 28' 05.67" E 130° 51' 37.30" 点49 N 30° 28' 05.71" E 130° 51' 37.07" 点50 N 30° 28' 05.89" E 130° 51' 36.78" 点51 N 30° 28' 06.27" E 130° 51' 36.50" 点52 N 30° 28' 06.55" E 130° 51' 36.38" 点53 N 30° 28' 07.00" E 130° 51' 36.33" 点54 N 30° 28' 07.29" E 130° 51' 36.43" 点55 N 30° 28' 07.60" E 130° 51' 36.73" 点56 N 30° 28' 07.69" E 130° 51' 36.85" 点57 N 30° 28' 07.78" E 130° 51' 37.08"  基点及び基点の位置 基点1 N 30° 28' 53" E 130° 52' 54" (熊毛郡南種子町と同郡中種子町との西側境界の基点標石) 基点2 N 30° 27' 11" E 130° 57' 32" (熊毛郡南種子町と同郡中種子町との東側境界の基点標石) 点ア N 30° 29' 59" E 130° 51' 30" 点イ N 30° 28' 42" E 130° 49' 15" 点ウ N 30° 25' 29" E 130° 49' 45" 点エ N 30° 23' 04" E 130° 49' 59" 点オ N 30° 21' 17" E 130° 49' 55" 点カ N 30° 19' 01" E 130° 53' 14" 点キ N 30° 20' 49" E 130° 56' 24" 点ク N 30° 21' 42" E 130° 59' 01" 点ケ N 30° 23' 59" E 131° 00' 44" 点コ N 30° 26' 27" E 131° 00' 36" 点サ N 30° 27' 54" E 130° 59' 13"		
熊 共 第6号	第1種 共同漁業	とこぶし漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 "	熊毛郡屋 久島町 (旧屋久 町)地先	基点1と点アを直線で結んだ線, 基点2と点イを直線で結んだ線, 基点1と基点2間の最大高潮時海岸線及びその沖合2,000メートルの線によって囲まれた区域。ただし, 次の区域を除く。  1 安房港 (1)防波堤(北)の南端と防波堤(南)の北東端を結	なし	熊毛郡屋 久島町の 旧屋久町 の区域
	第2種 共同漁業	いせえび雑魚 建網漁業	1月1日～ 12月31日				

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は又条件	関係地区
		きびなご狩刺網漁業 あさひがにかかり網漁業 小型定置網漁業	7月1日～翌年 1月1日～12月31日 "		ぶ線以内の港内  (2)防波堤(南) 点1, 点2, 点3, 点4及び点1を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。  点1 N 30° 18' 58" E 130° 39' 56" 点2 N 30° 18' 55" E 130° 39' 56" 点3 N 30° 18' 55" E 130° 40' 03" 点4 N 30° 18' 58" E 130° 40' 03"  (3)防波堤(沖) 点5, 点6, 点7, 点8, 点9, 点10, 点11, 点12及び点5を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。  点5 N 30° 19' 03" E 130° 40' 05" 点6 N 30° 19' 03" E 130° 40' 08" 点7 N 30° 18' 57" E 130° 40' 08" 点8 N 30° 18' 57" E 130° 40' 05" 点9 N 30° 18' 59" E 130° 40' 05" 点10 N 30° 18' 59" E 130° 40' 06" 点11 N 30° 19' 02" E 130° 40' 05" 点12 N 30° 19' 02" E 130° 40' 06"  (4)防波堤(沖) 点13, 点14, 点15, 点16, 点17, 点18, 点19, 点20, 点21, 点22, 点23, 点24, 点25, 点26, 点27, 点28及び点13を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。  点13 N 30° 18' 59.13" E 130° 40' 11.62" 点14 N 30° 18' 56.86" E 130° 40' 14.00" 点15 N 30° 18' 55.54" E 130° 40' 12.33" 点16 N 30° 18' 55.56" E 130° 40' 12.30" 点17 N 30° 18' 53.87" E 130° 40' 10.14" 点18 N 30° 18' 53.93" E 130° 40' 10.07" 点19 N 30° 18' 52.68" E 130° 40' 08.49" 点20 N 30° 18' 52.62" E 130° 40' 08.55" 点21 N 30° 18' 51.39" E 130° 40' 06.99" 点22 N 30° 18' 53.47" E 130° 40' 04.81" 点23 N 30° 18' 54.60" E 130° 40' 06.24" 点24 N 30° 18' 54.51" E 130° 40' 06.32" 点25 N 30° 18' 56.05" E 130° 40' 08.28" 点26 N 30° 18' 56.10" E 130° 40' 08.22" 点27 N 30° 18' 57.75" E 130° 40' 10.33" 点28 N 30° 18' 57.95" E 130° 40' 10.12"  (5)防波堤(沖) 点29, 点30, 点31, 点32, 点33, 点34, 点35, 点36, 点37, 点38, 点39, 点40, 点41, 点42, 点43, 点44, 点45, 点46及び点29を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。  点29 N 30° 19' 19.11" E 130° 39' 53.62" 点30 N 30° 19' 18.61" E 130° 39' 54.69" 点31 N 30° 19' 18.67" E 130° 39' 54.72" 点32 N 30° 19' 17.90" E 130° 39' 56.37" 点33 N 30° 19' 17.87" E 130° 39' 56.36" 点34 N 30° 19' 16.79" E 130° 39' 58.66" 点35 N 30° 19' 16.85" E 130° 39' 58.70" 点36 N 30° 19' 16.27" E 130° 39' 59.94" 点37 N 30° 19' 16.31" E 130° 39' 59.97" 点38 N 30° 19' 15.71" E 130° 40' 01.25" 点39 N 30° 19' 14.39" E 130° 40' 00.43" 点40 N 30° 19' 14.98" E 130° 39' 59.15"		

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は又条件	関係地区
					点41 N 30° 19' 15.03" E 130° 39' 59.18" 点42 N 30° 19' 15.62" E 130° 39' 57.94" 点43 N 30° 19' 15.69" E 130° 39' 57.98" 点44 N 30° 19' 16.77" E 130° 39' 55.67" 点45 N 30° 19' 16.72" E 130° 39' 55.63" 点46 N 30° 19' 17.98" E 130° 39' 52.92"  2 栗生港 営林署護岸北端を中心とする半径150メートルの円によって囲まれた区域。  基点及び点の位置 基点1 N 30° 19' 05" E 130° 23' 37" (熊本郡屋久島町川原立神) 基点2 N 30° 22' 22" E 130° 40' 14" (旧屋久町と旧上屋久町との境界(落川)の基点標石) 点ア N 30° 18' 06" E 130° 23' 07" 点イ N 30° 22' 29" E 130° 41' 29"		
熊共第7号	第1種共同漁業	とこぶし漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 "	熊本郡屋久島町(旧上屋久町)地先(口永良部島地先を除く)	基点1と点アを直線で結んだ線、基点2と点イを直線で結んだ線、基点1と基点2間の最大高潮時海岸線及びその沖合2,000メートルの線によって囲まれた区域。ただし、次の区域を除く。  宮之浦港 (1)導流堤(113M)の先端(A)と点B及び防波堤(北)の基部から150メートルの点(C)を順次に直線で結ぶ線並びに陸岸によって囲まれた区域。  点B N 30° 25' 42" E 130° 34' 33"  (2)点1, 点2, 点3, 点4, 点5, 点6, 点7, 点8及び点1を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。  点1 N 30° 25' 47" E 130° 34' 34" 点2 N 30° 25' 40" E 130° 34' 40" 点3 N 30° 25' 33" E 130° 34' 46" 点4 N 30° 25' 30" E 130° 34' 45" 点5 N 30° 25' 30" E 130° 34' 43" 点6 N 30° 25' 31" E 130° 34' 38" 点7 N 30° 25' 32" E 130° 34' 34" 点8 N 30° 25' 35" E 130° 34' 31"  (3)点9, 点10, 点11, 点12, 点13, 点14, 点15, 点16, 点17, 点18, 点19, 点20, 点21, 点22, 点23, 点24, 点25, 点26, 点27, 点28, 点29, 点30, 点31, 点32, 点33, 点34, 点35, 点36, 点37, 点38, 点39, 点40, 点41, 点42, 点43, 点44及び点9を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。  点9 N 30° 25' 50.38" E 130° 34' 54.77" 点10 N 30° 25' 48.89" E 130° 34' 54.37" 点11 N 30° 25' 48.90" E 130° 34' 54.33" 点12 N 30° 25' 44.93" E 130° 34' 53.56" 点13 N 30° 25' 42.99" E 130° 34' 53.04" 点14 N 30° 25' 42.99" E 130° 34' 53.01" 点15 N 30° 25' 39.18" E 130° 34' 51.98" 点16 N 30° 25' 39.27" E 130° 34' 51.51" 点17 N 30° 25' 38.63" E 130° 34' 51.37" 点18 N 30° 25' 38.52" E 130° 34' 51.95" 点19 N 30° 25' 33.51" E 130° 34' 50.61" 点20 N 30° 25' 33.53" E 130° 34' 50.51" 点21 N 30° 25' 34.13" E 130° 34' 50.72"	なし	熊本郡屋久島町の旧上屋久町の区域
	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業 きびなご狩刺網漁業 あさひがにかり網漁業 小型定置網漁業	1月1日～12月31日 7月1日～翌年 1月1日～12月31日 "				

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は又条件	関係地区
					点22 N 30° 25' 34.62" E 130° 34' 48.33" 点23 N 30° 25' 35.12" E 130° 34' 45.80" 点24 N 30° 25' 39.52" E 130° 34' 46.99" 点25 N 30° 25' 39.14" E 130° 34' 48.89" 点26 N 30° 25' 40.62" E 130° 34' 49.26" 点27 N 30° 25' 40.52" E 130° 34' 49.88" 点28 N 30° 25' 41.92" E 130° 34' 50.26" 点29 N 30° 25' 41.94" E 130° 34' 50.17" 点30 N 30° 25' 43.37" E 130° 34' 50.55" 点31 N 30° 25' 44.79" E 130° 34' 50.93" 点32 N 30° 25' 45.48" E 130° 34' 50.80" 点33 N 30° 25' 46.38" E 130° 34' 51.16" 点34 N 30° 25' 47.17" E 130° 34' 51.37" 点35 N 30° 25' 47.18" E 130° 34' 51.37" 点36 N 30° 25' 49.71" E 130° 34' 52.04" 点37 N 30° 25' 50.47" E 130° 34' 51.61" 点38 N 30° 25' 51.10" E 130° 34' 51.79" 点39 N 30° 25' 51.37" E 130° 34' 52.09" 点40 N 30° 25' 51.61" E 130° 34' 52.56" 点41 N 30° 25' 51.64" E 130° 34' 53.19" 点42 N 30° 25' 51.52" E 130° 34' 53.77" 点43 N 30° 25' 51.25" E 130° 34' 54.33" 点44 N 30° 25' 50.86" E 130° 34' 54.63"  基点及び点の位置 基点1 N 30° 19' 05" E 130° 23' 37" (熊毛郡屋久島町川原立神) 基点2 N 30° 22' 22" E 130° 40' 14" (旧屋久町と旧上屋久町との境界(落川)の基点標石) 点ア N 30° 18' 06" E 130° 23' 07" 点イ N 30° 22' 29" E 130° 41' 29"		
熊共第8号	第1種共同漁業	とこぶし漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 "	熊毛郡屋久島町口永良部島地先	口永良部島の最大高潮時海岸線及びその沖合1,000メートルの線によって囲まれた区域。	なし	熊毛郡屋久島町の旧上屋久町の区域
	第2種共同漁業	いせえび雑魚 建網漁業	1月1日～ 12月31日				

(2) 区画漁業  
ア 魚類養殖業

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							いけす (8メートル× 8メートル) の数の最 高限度	
熊特区 特魚 第1号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	熊毛郡中 種子町坂 井熊野地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 30° 27' 42" E 130° 57' 59" 点イ N 30° 27' 45" E 130° 57' 56" 点ウ N 30° 27' 40" E 130° 57' 52" 点エ N 30° 27' 38" E 130° 57' 55"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	10台	熊毛 郡中 種子 町

イ とこぶし養殖業（第1種）

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
熊特区と(垂)第1号	第1種区画漁業	とこぶし垂下式養殖業	1月1日から12月31日	熊毛郡中種子町坂井熊野地先	<p>点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置                      点ア N 30° 27' 42" E 130° 57' 59"                      点イ N 30° 27' 43" E 130° 57' 59"                      点ウ N 30° 27' 39" E 130° 57' 55"                      点エ N 30° 27' 38" E 130° 57' 55"</p>	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	熊毛郡中種子町

ウ とこぶし養殖業（第3種）

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
熊特区と(地)第1号	第3種 区画漁業	とこぶし地 まき式養殖 業	1月1日 から12月 31日	西之表市 安納地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 30° 43' 29" E 131° 04' 31" 点イ N 30° 43' 16" E 131° 04' 30" 点ウ N 30° 43' 14" E 131° 04' 34" 点エ N 30° 43' 21" E 131° 04' 35" 点オ N 30° 43' 27" E 131° 04' 38"	なし	西之表市
熊特区と(地)第2号	第3種 区画漁業	とこぶし地 まき式養殖 業	1月1日 から12月 31日	西之表市 庄司浦地 先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 30° 42' 58" E 131° 04' 30" 点イ N 30° 42' 50" E 131° 04' 31" 点ウ N 30° 42' 39" E 131° 04' 29" 点エ N 30° 42' 37" E 131° 04' 34" 点オ N 30° 42' 50" E 131° 04' 39" 点カ N 30° 42' 59" E 131° 04' 37"	なし	西之表市

3. 奄美大島海区

(1) 共同漁業

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は条件	関係地区						
大共第1号	第1種共同漁業	もずく漁業	1月1日～12月31日	奄美市(旧笠利町)・大島郡龍郷町地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。  基点及び点の位置 基点1 N 28° 27' 34" E 129° 32' 29" (大島郡龍郷町と旧名瀬市との境界点) 基点2 N 28° 20' 44" E 129° 34' 13" (大島郡龍郷町と旧名瀬市との境界点) 点ア N 28° 27' 48" E 129° 32' 18" 点イ N 28° 32' 32" E 129° 41' 45" 点ウ N 28° 27' 22" E 129° 44' 28" 点エ N 28° 24' 34" E 129° 43' 04" 点オ N 28° 20' 27" E 129° 34' 44"	なし	奄美市の旧笠利町の区域・大島郡龍郷町						
		おごのり漁業	"										
		さざえ漁業	"										
		やこうがい漁業	"										
		まがきがい漁業	"										
		しゃこがい漁業	"										
		たからがい漁業	"										
		たかせがい漁業	"										
		ひらせがい漁業	"										
		うに漁業	"										
		なまこ漁業	"										
		たこ漁業	"										
		いせえび漁業	"										
		第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日～12月31日									
		雑魚狩刺網漁業	"										
		あさひがにかり網漁業	"										
		小型定置網漁業	"										
大共第2号	第1種共同漁業	さざえ漁業	1月1日～12月31日	奄美市(旧住用村及び旧名瀬市東方)地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。  基点及び点の位置 基点1 N 28° 20' 44" E 129° 34' 13" (旧名瀬市と大島郡龍郷町との境界点) 基点2 N 28° 11' 36" E 129° 25' 48" (奄美市と瀬戸内町との境界点) 点ア N 28° 20' 27" E 129° 34' 44" 点イ N 28° 12' 40" E 129° 28' 55" 点ウ N 28° 10' 34" E 129° 27' 12"	なし	奄美市の旧住用村・旧名瀬市の区域						
		やこうがい漁業	"										
		まがきがい漁業	"										
		たからがい漁業	"										
		たかせがい漁業	"										
		ひらせがい漁業	"										
		あさり漁業	"										
		うに漁業	"										
		なまこ漁業	"										
		たこ漁業	"										
		いせえび漁業	"										
			第2種共同漁業					雑魚建網漁業	1月1日～12月31日				
								あさひがにかり網漁業	"				
	大共第3号	第1種共同漁業	さざえ漁業	1月1日～12月31日	奄美市(旧名瀬市)西方地先	基点1, 点ア, 点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし, 次の区域を除く。  1 名瀬港 (1) 長浜地区 ① 漁船だまり 防波堤(北)と防波堤(南)の先端を結ぶ線以内の港内 ② 点A, 点B, 点C, 点D, 点E, 点F, 点G, 点H及び点Iを順次に結ぶ線と陸岸によって囲まれた区域	なし	奄美市の旧名瀬市の区域					
やこうがい漁業			"										
まがきがい漁業			"										
うに漁業			"										
なまこ漁業			"										
たこ漁業			"										
いせえび漁業			"										

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は又条件	関係地区
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 あさひがにかかり網漁業	1月1日～12月31日 "		<p>点A N 28° 23' 47" E 129° 29' 44"  点B N 28° 23' 47" E 129° 29' 48"  点C N 28° 23' 43" E 129° 29' 48"  点D N 28° 23' 43" E 129° 29' 51"  点E N 28° 23' 43" E 129° 29' 52"  点F N 28° 23' 37" E 129° 29' 52"  点G N 28° 23' 26" E 129° 29' 46"  点H N 28° 23' 23" E 129° 29' 46"  点I N 28° 23' 22" E 129° 29' 45"</p> <p>(2) 本港地区  点J, 点K, 点L, 点M及び点Nを順次に結ぶ線と陸岸によって囲まれた区域</p> <p>点J N 28° 23' 07" E 129° 29' 48"  点K N 28° 23' 05" E 129° 29' 50"  点L N 28° 23' 04" E 129° 29' 50"  点M N 28° 23' 04" E 129° 29' 50"  点N N 28° 22' 55" E 129° 29' 54"</p> <p>(3) 佐大熊地区  点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点キ, 点クを結んだ直線, 点ク, 点ケを結んだ半径213.92メートル, 内角47度47分の西側の円弧, 点ケ, 点コを結んだ半径896.5メートル, 内角5度30分の南側の円弧, 点コ, 点サを結んだ半径226.3メートル, 内角38度52分の北西側の円弧, 点サから点ツまでを順次に直線で結んだ線, 点ツ, 点テを結んだ半径206.3メートル, 内角37度30分の北西側の円弧, 点テ, 点トを結んだ半径916.5メートル, 内角5度47分の南側の円弧, 点ト, 点ナを結んだ半径43.1メートル, 内角91度の東側の円弧及び点ナから点ノまでを順次に直線で結んだ線と陸岸で囲まれた区域。</p> <p>点ウ N 28° 23' 45" E 129° 30' 28"  点エ N 28° 23' 48" E 129° 30' 20"  点オ N 28° 23' 42" E 129° 30' 17"  点カ N 28° 23' 43" E 129° 30' 17"  点キ N 28° 23' 28" E 129° 30' 09"  点ク N 28° 23' 28" E 129° 30' 10"  点ケ N 28° 23' 23" E 129° 30' 13"  点コ N 28° 23' 21" E 129° 30' 10"  点サ N 28° 23' 17" E 129° 30' 06"  点シ N 28° 23' 17" E 129° 30' 06"  点ス N 28° 23' 11" E 129° 30' 04"  点セ N 28° 23' 11" E 129° 30' 05"  点ソ N 28° 23' 17" E 129° 30' 07"  点タ N 28° 23' 17" E 129° 30' 10"  点チ N 28° 23' 17" E 129° 30' 11"  点ツ N 28° 23' 17" E 129° 30' 07"  点テ N 28° 23' 20" E 129° 30' 10"  点ト N 28° 23' 22" E 129° 30' 13"  点ナ N 28° 23' 20" E 129° 30' 14"  点ニ N 28° 23' 18" E 129° 30' 12"  点ヌ N 28° 23' 19" E 129° 30' 13"  点ネ N 28° 23' 19" E 129° 30' 14"  点ノ N 28° 23' 20" E 129° 30' 15"</p> <p>2 知名瀬港  防波堤(西)(B)北端と防波堤南端を結ぶ線以内の港内</p> <p>基点及び基点の位置  基点1 N 28° 23' 06" E 129° 23' 42"  (奄美市と大島郡大和村との境界点)  基点2 N 28° 27' 34" E 129° 32' 29"  (旧名瀬市と大島郡竜郷町との境界点)</p>		

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は又条件	関係地区
					点ア N 28° 23' 19" E 129° 23' 30" 点イ N 28° 27' 48" E 129° 32' 18"		
大共第4号	第1種共同漁業	さざえ漁業 やこうがい漁業 まがきがい漁業 しゃこがい漁業 たからがい漁業 たかせがい漁業 ひらせがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " " " " " " " " " "	大島郡大和村地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。  基点及び点の位置 基点1 N 28° 19' 27" E 129° 15' 33" (大島郡宇検村と大和村との境界点) 基点2 N 28° 23' 06" E 129° 23' 42" (大島郡大和村と奄美市との境界点) 点ア N 28° 19' 38" E 129° 15' 20" 点イ N 28° 22' 27" E 129° 20' 41" 点ウ N 28° 23' 19" E 129° 23' 30"	なし	大島郡大和村
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 あさひがにかり網漁業	1月1日～12月31日 "				
大共第5号	第1種共同漁業	さざえ漁業 やこうがい漁業 まがきがい漁業 しゃこがい漁業 とこぶし漁業 たかせがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " " " " " " " " "	大島郡宇検村地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。  基点及び点の位置 基点1 N 28° 15' 19" E 129° 08' 07" (大島郡宇検村と瀬戸内町との境界点) 基点2 N 28° 19' 27" E 129° 15' 33" (大島郡宇検村と大和村との境界点) 点ア N 28° 15' 17" E 129° 07' 48" 点イ N 28° 18' 56" E 129° 11' 10" 点ウ N 28° 19' 38" E 129° 15' 20"	なし	大島郡宇検村
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 あさひがにかり網漁業 雑魚待網漁業 小型定置網漁業	1月1日～12月31日 " " "				
大共第6号	第1種共同漁業	さざえ漁業 やこうがい漁業 まがきがい漁業 しゃこがい漁業 たかせがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業	1月1日～12月31日 " " " " " " "	大島郡瀬戸内町地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び基点4を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。  基点及び点の位置 基点1 N 28° 15' 19" E 129° 08' 07" (大島郡瀬戸内町と宇検村との境界点) 基点2 N 28° 11' 36" E 129° 25' 48" (大島郡瀬戸内町と奄美市との境界点) 点ア N 28° 15' 17" E 129° 07' 48" 点イ N 27° 59' 43" E 129° 08' 00" 点ウ N 27° 59' 20" E 129° 15' 34" 点エ N 28° 10' 34" E 129° 27' 12"	なし	大島郡瀬戸内町

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は又条件	関係地区
		いせえび漁業	1月1日～ 12月31日				
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 きびなご敷網漁業 あさひがにかかり網漁業 小型定置網漁業	1月1日～ 12月31日 " " "				
大共第7号	第1種共同漁業	さざえ漁業 やこうがい漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " "	奄美市田雲崎沖三ツ瀬地先	奄美市田雲崎沖の三ツ瀬南西側岩礁を中心に半径500メートルの線によって囲まれた区域。	なし	奄美市の旧名瀬市の区域
大共第8号	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 あさひがにかかり網漁業	1月1日～ 12月31日 "	奄美市市崎沖御瀬地先	奄美市市崎沖の御瀬を中心に半径500メートルの線によって囲まれた区域。	なし	奄美市の旧住用村の区域
大共第9号	第1種共同漁業	さざえ漁業 やこうがい漁業 まがきがい漁業 しゃこがい漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " " " "	大島郡喜界町地先	喜界島の最大高潮時海岸線から沖合1,500メートルの線によって囲まれた区域。 ただし、次の区域を除く。  湾港 岸壁(-5.5M)北端から真方位258度30分の線と陸岸によって囲まれた区域	なし	大島郡喜界町
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 雑魚狩刺網漁業 あさひがにかかり網漁業 雑魚待網漁業 小型定置網漁業	1月1日～ 12月31日 " " " "				
大共第10号	第1種共同漁業	いわのり漁業 すじあおのり漁業 さざえ漁業 やこうがい漁業 まがきがい漁業 とこぶし漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " " " " " "	大島郡徳之島町・同郡天城町・同郡伊仙町地先	徳之島の最大高潮時海岸線から沖合1,500メートルの線によって囲まれた区域。 ただし、次の区域を除く。  1 亀徳港 (1) 岸壁(-7.5M)東端と岸壁(-9.0M)北端を結ぶ線以内の区域 (2) 次の点ア、点イ及び点ウ、点エと陸岸によって囲まれた区域  点ア 岸壁(-9.0M)北端 点イ 防波堤(南)の北端から南西へ150メートルの点 点ウ 防波堤(南)南端 点エ 岸壁(-9.0M)南端	なし	大島郡徳之島町・同郡天城町・同郡伊仙町
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 雑魚建干網漁業 あさひがにかかり網漁業	1月1日～ 12月31日 " "		2 平土野港 岸壁(-5.5M)の西端から167度30分の線と陸岸によって囲まれた区域		

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は又条件	関係地区
大共第11号	第1種共同漁業	さざえ漁業 やこうがい漁業 まがきがい漁業 しゃこがい漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " " " " "	大島郡和泊町・同郡知名町地先	沖永良部島の最大高潮時海岸線から沖合2,000メートルの線によって囲まれた区域。 ただし、次の区域を除く。  和泊港 岸壁(-7.5M)南端(A)と防潮堤東端(B)を結ぶ線以内の港内	なし	大島郡和泊町・同郡知名町
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 あさひがにかかり網漁業 雑魚建干網漁業 敷網(追込網)漁業	1月1日～12月31日 " " "				
大共第12号	第1種共同漁業	もずく漁業 おごのり漁業 あおさ(ひとえぐさ)漁業 さざえ漁業 やこうがい漁業 まがきがい漁業 しゃこがい漁業 たかせがい漁業 くもがい(すいじがい)漁業 ほらがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " " " " " " " " " " " " "	大島郡与論町地先	与論島の最大高潮時海岸線から沖合3,000メートルの線によって囲まれた区域。 ただし、次の区域を除く。  1 与論港 次の点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び点カを順次に直線で結んだ線と陸岸によって囲まれた区域  基点 岸壁(-5.5M)北端 点ア 点イから真方位156度の線と対岸との交点 点イ 基点から真方位310度30分、627メートルの点 点ウ 点イから真方位50度、300メートルの点 点エ 点ウから真方位136度30分、595メートルの点 点オ 点エから真方位110度、280メートルの点 点カ 点オから真方位145度の線と対岸との交点  2 供利地区 次の点A、点Bを順次に結ぶ線と陸岸によって囲まれた区域  点A 供利地区岸壁(-9.0M)南端 点B 供利漁港地区防波堤(90M)基部	なし	大島郡与論町
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 雑魚追い込み網漁業 あさひがにかかり網漁業	1月1日～12月31日 " "				

(2) 区画漁業  
ア 魚類養殖業

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
						別紙	いけす (8メー トル× 8メー トル) の 数の最 高限度	
大 特 区 魚 第 1 号	第 1 種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	大島郡宇 検村枝手 久島生間 長浜地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 17' 05" E 129° 12' 49" 点イ N 28° 16' 53" E 129° 12' 48" 点ウ N 28° 16' 54" E 129° 12' 41" 点エ N 28° 17' 06" E 129° 12' 42"	別紙-1	63台	大島 郡宇 検村
大 特 区 魚 第 2 号	第 1 種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	大島郡宇 検村枝手 久島生間 赤崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 16' 59" E 129° 13' 16" 点イ N 28° 16' 52" E 129° 13' 15" 点ウ N 28° 16' 55" E 129° 12' 50" 点エ N 28° 17' 02" E 129° 12' 51"	別紙-1	287台	大島 郡宇 検村
大 特 区 魚 第 3 号	第 1 種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	大島郡宇 検村生勝 西地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 17' 00" E 129° 13' 42" 点イ N 28° 16' 54" E 129° 13' 39" 点ウ N 28° 16' 36" E 129° 14' 25" 点エ N 28° 16' 42" E 129° 14' 28"	別紙-1	500台	大島 郡宇 検村
大 特 区 魚 第 4 号	第 1 種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	大島郡宇 検村イジ ン崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ及び点 アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区 域  点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 16' 25" E 129° 15' 06" 点イ N 28° 16' 18" E 129° 15' 05" 点ウ N 28° 16' 12" E 129° 15' 35" 点エ N 28° 16' 16" E 129° 15' 44" 点オ N 28° 16' 21" E 129° 15' 41" 点カ N 28° 16' 18" E 129° 15' 35"	別紙-1	239台	大島 郡宇 検村
大 特 区 魚 第 5 号	第 1 種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	大島郡宇 検村名柄 長崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 15' 58" E 129° 15' 13" 点イ N 28° 15' 37" E 129° 15' 02" 点ウ N 28° 15' 40" E 129° 14' 56" 点エ N 28° 16' 01" E 129° 15' 08"	別紙-1	221台	大島 郡宇 検村

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	
大 特 区 魚 第6号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町花 天地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 13' 38" E 129° 12' 52" 点イ N 28° 13' 37" E 129° 13' 03" 点ウ N 28° 13' 27" E 129° 13' 02" 点エ N 28° 13' 27" E 129° 12' 56" 点オ N 28° 13' 26" E 129° 12' 56" 点カ N 28° 13' 26" E 129° 12' 52"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	144台	大島 郡瀬 戸内 町
大 特 区 魚 第7号	第1種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町花 天地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 13' 27" E 129° 12' 56" 点イ N 28° 13' 27" E 129° 13' 02" 点ウ N 28° 13' 26" E 129° 13' 02" 点エ N 28° 13' 26" E 129° 12' 56"	別紙-2	14台	大島 郡瀬 戸内 町
大 特 区 魚 第8号	第1種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町花 天地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 13' 26" E 129° 12' 52" 点イ N 28° 13' 26" E 129° 12' 59" 点ウ N 28° 13' 24" E 129° 12' 59" 点エ N 28° 13' 24" E 129° 12' 52"	別紙-2	68台	大島 郡瀬 戸内 町
大 特 区 魚 第9号	第1種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町花 天地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 13' 24" E 129° 12' 52" 点イ N 28° 13' 24" E 129° 12' 59" 点ウ N 28° 13' 26" E 129° 12' 59" 点エ N 28° 13' 26" E 129° 13' 02" 点オ N 28° 13' 24" E 129° 13' 02" 点カ N 28° 13' 18" E 129° 12' 58" 点キ N 28° 13' 20" E 129° 12' 51"	別紙-1	83台	大島 郡瀬 戸内 町
大 特 区 魚 第10号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町久 慈湾クビ リ地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 13' 07" E 129° 15' 16" 点イ N 28° 13' 02" E 129° 15' 25" 点ウ N 28° 12' 39" E 129° 15' 26" 点エ N 28° 12' 51" E 129° 15' 04"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	291台	大島 郡瀬 戸内 町

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	
大 特 区 魚 第11号	第 1 種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町久 慈オフケ 、ナガサ キ地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 13′ 28″ E 129° 15′ 27″ 点イ N 28° 13′ 28″ E 129° 15′ 39″ 点ウ N 28° 13′ 13″ E 129° 15′ 39″ 点エ N 28° 13′ 13″ E 129° 15′ 27″	別紙-1	135台	大島 郡瀬 戸内 町
大 特 区 魚 第12号	第 1 種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町久 慈オフケ 、ナガサ キ地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 13′ 28″ E 129° 15′ 39″ 点イ N 28° 13′ 28″ E 129° 15′ 44″ 点ウ N 28° 13′ 13″ E 129° 15′ 44″ 点エ N 28° 13′ 13″ E 129° 15′ 39″	別紙-2	52台	大島 郡瀬 戸内 町
大 特 区 魚 第13号	第 1 種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町佐 栄崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 13′ 08″ E 129° 15′ 49″ 点イ N 28° 13′ 12″ E 129° 15′ 46″ 点ウ N 28° 13′ 21″ E 129° 15′ 58″ 点エ N 28° 13′ 17″ E 129° 16′ 02″	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	63台	大島 郡瀬 戸内 町
大 特 区 魚 第14号	第 1 種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町篠 川コバキ ン地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 12′ 43″ E 129° 15′ 42″ 点イ N 28° 12′ 39″ E 129° 15′ 42″ 点ウ N 28° 12′ 44″ E 129° 16′ 10″ 点エ N 28° 12′ 49″ E 129° 16′ 09″	別紙-1	243台	大島 郡瀬 戸内 町
大 特 区 魚 第15号	第 1 種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町篠 川湾池ン 間地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 13′ 03″ E 129° 16′ 43″ 点イ N 28° 12′ 59″ E 129° 16′ 45″ 点ウ N 28° 12′ 50″ E 129° 16′ 27″ 点エ N 28° 12′ 54″ E 129° 16′ 24″	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	63台	大島 郡瀬 戸内 町

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	
大 特 区 魚 第16号	第 1 種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町阿 室釜地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 13' 04" E 129° 17' 13" 点イ N 28° 13' 07" E 129° 17' 17" 点ウ N 28° 13' 03" E 129° 17' 21" 点エ N 28° 13' 00" E 129° 17' 16"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	32台	大島 郡瀬 戸内 町
大 特 区 魚 第17号	第 1 種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町篠 川湾深浦 マチャン 鼻地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 12' 45" E 129° 16' 54" 点イ N 28° 12' 54" E 129° 16' 49" 点ウ N 28° 13' 02" E 129° 17' 06" 点エ N 28° 12' 54" E 129° 17' 11"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	129台	大島 郡瀬 戸内 町
大 特 区 魚 第18号	第 1 種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町篠 川湾深浦 大浜地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 12' 46" E 129° 16' 47" 点イ N 28° 12' 51" E 129° 16' 44" 点ウ N 28° 12' 40" E 129° 16' 21" 点エ N 28° 12' 35" E 129° 16' 24"	別紙-1	435台	大島 郡瀬 戸内 町
大 特 区 魚 第19号	第 1 種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町篠 川湾深浦 大浜地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 12' 43" E 129° 16' 49" 点イ N 28° 12' 46" E 129° 16' 47" 点ウ N 28° 12' 41" E 129° 16' 35" 点エ N 28° 12' 37" E 129° 16' 37"	別紙-2	68台	大島 郡瀬 戸内 町
大 特 区 魚 第20号	第 1 種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町篠 川湾深浦 大浜地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 12' 37" E 129° 16' 37" 点イ N 28° 12' 41" E 129° 16' 35" 点ウ N 28° 12' 35" E 129° 16' 24" 点エ N 28° 12' 32" E 129° 16' 26"	別紙-3	54台	大島 郡瀬 戸内 町

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	
大 特 区 魚 第21号	第 1 種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町白 浜小宮地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 12' 30" E 129° 16' 18" 点イ N 28° 12' 36" E 129° 16' 12" 点ウ N 28° 12' 27" E 129° 16' 03" 点エ N 28° 12' 22" E 129° 16' 11"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	75台	大島 郡瀬 戸内 町
大 特 区 魚 第22号	第 1 種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町久 根津崎地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 10' 29" E 129° 17' 18" 点イ N 28° 10' 21" E 129° 17' 11" 点ウ N 28° 10' 09" E 129° 17' 27" 点エ N 28° 10' 17" E 129° 17' 34"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	225台	大島 郡瀬 戸内 町
大 特 区 魚 第23号	第 1 種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町久 根津崎地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 10' 34" E 129° 17' 11" 点イ N 28° 10' 25" E 129° 17' 04" 点ウ N 28° 10' 21" E 129° 17' 11" 点エ N 28° 10' 29" E 129° 17' 18"	別紙-3	147台	大島 郡瀬 戸内 町
大 特 区 魚 第24号	第 1 種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町ク マチキヨ 崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 10' 17" E 129° 17' 11" 点イ N 28° 10' 27" E 129° 17' 02" 点ウ N 28° 10' 18" E 129° 16' 52" 点エ N 28° 10' 08" E 129° 17' 01"	別紙-1	360台	大島 郡瀬 戸内 町
大 特 区 魚 第25号	第 1 種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町ク マチキヨ 崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 10' 08" E 129° 17' 01" 点イ N 28° 10' 18" E 129° 16' 52" 点ウ N 28° 10' 15" E 129° 16' 46" 点エ N 28° 10' 04" E 129° 16' 56"	別紙-2	180台	大島 郡瀬 戸内 町

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	
大 特 区 魚 第26号	第 1 種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町久 根津基地 前地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 10' 18" E 129° 17' 41" 点イ N 28° 10' 15" E 129° 17' 41" 点ウ N 28° 10' 16" E 129° 17' 35" 点エ N 28° 10' 19" E 129° 17' 36"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	12台	大島 郡瀬 戸内 町

### 別紙—1 (天然種苗)

- (1) 漁業権者は、当該漁業権の内容たる漁業を営む者ごとに、養殖の用に供する施設（生簀等）ごとにその規模及び位置（DGPSによる緯度経度）をあらかじめ県に届け出なければならない。
- (2) 漁業権者は、当該漁業権の内容たる漁業を営む者が養殖を行う施設（生簀等）を新設又は撤去、あるいは移動する場合には、その完了後速やかに県に届けなければならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

### 別紙—2 (人工種苗：種苗～生産)

- (1) 養殖の用に供する種苗は、くろまぐろの人工種苗のみとする。
- (2) 漁業権者は、当該漁業権の内容たる漁業を営む者ごとに、当該養殖に係る種苗が人工種苗である旨の証明を県に提出しなければならない。
- (3) 漁業権者は、当該漁業権の内容たる漁業を営む者ごとに、養殖の用に供する施設（生簀等）ごとにその規模及び位置（DGPSによる緯度経度）をあらかじめ県に届け出なければならない。
- (4) 漁業権者は、当該漁業権の内容たる漁業を営む者が養殖を行う施設（生簀等）を新設又は撤去、あるいは移動する場合には、その完了後速やかに県に届けなければならない。
- (5) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

### 別紙—3 (人工種苗：親魚)

- (1) 養殖の用に供する種苗は、くろまぐろの人工種苗生産に係る親魚のみとする。
- (2) 漁業権者は、当該漁業権の内容たる漁業を営む者ごとに、当該養殖に係る種苗が人工種苗生産に係る親魚である旨の証明を県に提出しなければならない。
- (3) 漁業権者は、当該漁業権の内容たる漁業を営む者ごとに、養殖の用に供する施設（生簀等）ごとにその規模及び位置（DGPSによる緯度経度）をあらかじめ県に届け出なければならない。
- (4) 漁業権者は、当該漁業権の内容たる漁業を営む者が養殖を行う施設（生簀等）を新設又は撤去、あるいは移動する場合には、その完了後速やかに県に届けなければならない。
- (5) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

イ のり養殖業

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
大特区第1号	第1種区画漁業	のり養殖業	10月1日から翌年5月31日	大島郡天城町松原宝土地先	基点1, 点ア及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域  基点及び点の位置 基点1 N 27° 51' 49" E 128° 53' 26" (大島郡天城町松原宝土地基点標識) 基点2 N 27° 51' 32" E 128° 53' 36" 点ア N 27° 51' 38" E 128° 53' 15"	漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	大島郡天城町
大特区第2号	第1種区画漁業	のり養殖業	10月1日から翌年5月31日	大島郡天城町松原地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 27° 51' 23" E 128° 53' 28" 点イ N 27° 51' 31" E 128° 53' 02" 点ウ N 27° 50' 54" E 128° 53' 00" 点エ N 27° 50' 49" E 128° 53' 17"	漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	大島郡天城町
大特区第3号	第1種区画漁業	のり養殖業	10月1日から翌年5月31日	大島郡徳之島町手々地先	基点1, 点ア及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域  基点及び点の位置 基点1 N 27° 53' 26" E 128° 55' 47" (大島郡徳之島町手々基点標識) 基点2 N 27° 53' 24" E 128° 56' 00" (大島郡徳之島町手々基点標識) 点ア N 27° 53' 28" E 128° 55' 58"	漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	大島郡徳之島町

ウ もずく養殖業

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
大特区も第1号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	奄美市笠利町外金久地先	<p>基点1, 点ア, 点イ, 点ウ及び基点1を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置                      基点1 N 28° 27' 49" E 129° 40' 17"                      (奄美市笠利町外金久亀崎地先基点標識)                      点ア N 28° 27' 46" E 129° 40' 08"                      点イ N 28° 27' 59" E 129° 39' 56"                      点ウ N 28° 28' 08" E 129° 40' 08"</p>	<p>1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない</p> <p>2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない</p>	奄美市の旧笠利町
大特区も第2号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	奄美市笠利町前肥田地先	<p>点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置                      点ア N 28° 27' 53" E 129° 39' 20"                      点イ N 28° 27' 55" E 129° 39' 26"                      点ウ N 28° 27' 48" E 129° 39' 30"                      点エ N 28° 27' 48" E 129° 39' 21"</p>	<p>1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない</p> <p>2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない</p>	奄美市の旧笠利町
大特区も第3号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	奄美市笠利町喜瀬崎原地先	<p>基点1, 点ア, 点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置                      基点1 N 28° 28' 01" E 129° 38' 57"                      (奄美市笠利町喜瀬崎西郷岩基点標識)                      基点2 N 28° 27' 38" E 129° 39' 00"                      (奄美市笠利町喜瀬崎基点標識)                      点ア N 28° 28' 01" E 129° 38' 52"                      点イ N 28° 27' 39" E 129° 38' 52"</p>	<p>1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない</p> <p>2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない</p>	奄美市の旧笠利町
大特区も第4号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	奄美市笠利町打田原地先	<p>点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置                      点ア N 28° 27' 35" E 129° 38' 55"                      点イ N 28° 27' 37" E 129° 38' 49"                      点ウ N 28° 27' 26" E 129° 38' 52"                      点エ N 28° 27' 27" E 129° 39' 00"</p>	<p>1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない</p> <p>2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない</p>	奄美市の旧笠利町

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
大特区も第5号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	奄美市笠利町打田原地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 27' 21" E 129° 39' 01" 点イ N 28° 27' 24" E 129° 38' 54" 点ウ N 28° 27' 20" E 129° 38' 51" 点エ N 28° 27' 16" E 129° 38' 57"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	奄美市の旧笠利町
大特区も第6号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	奄美市笠利町喜瀬鯨浜地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線と最大低潮時海岸線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 26' 47" E 129° 39' 00" 点イ N 28° 26' 45" E 129° 38' 51" 点ウ N 28° 26' 36" E 129° 38' 46" 点エ N 28° 26' 23" E 129° 38' 54" 点オ N 28° 26' 26" E 129° 39' 06"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	奄美市の旧笠利町
大特区も第7号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	奄美市笠利町喜瀬地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 26' 18" E 129° 39' 15" 点イ N 28° 26' 16" E 129° 39' 12" 点ウ N 28° 26' 03" E 129° 39' 20" 点エ N 28° 26' 05" E 129° 39' 24"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	奄美市の旧笠利町
大特区も第8号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	奄美市笠利町一ト崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 26' 05" E 129° 38' 42" 点イ N 28° 26' 08" E 129° 38' 38" 点ウ N 28° 26' 06" E 129° 38' 34" 点エ N 28° 25' 59" E 129° 38' 34"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	奄美市の旧笠利町

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
大特区も第9号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	大島郡龍郷町白浦地先	<p>基点1, 点ア及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大低潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置            基点1 N 28° 25' 41" E 129° 38' 30"            (大島郡龍郷町クサ瀬基点標識)            基点2 N 28° 25' 05" E 129° 38' 23"            (大島郡龍郷町辛浜右岸基点標識)            点ア N 28° 25' 16" E 129° 38' 10"</p>	<p>1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない</p> <p>2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない</p>	大島郡龍郷町
大特区も第10号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	大島郡龍郷町芦徳地先	<p>基点1, 点ア, 点イ, 基点2を順次に直線で結んだ線と最大低潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置            基点1 N 28° 26' 08" E 129° 37' 49"            (大島郡龍郷町蔵崎基点標識)            基点2 N 28° 25' 57" E 129° 37' 32"            (大島郡龍郷町長浜基点標識)            点ア N 28° 26' 07" E 129° 37' 49"            点イ N 28° 25' 53" E 129° 37' 32"</p>	<p>1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない</p> <p>2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない</p>	大島郡龍郷町
大特区も第11号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	大島郡龍郷町芦徳倉崎地先	<p>点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置            点ア N 28° 26' 12" E 129° 37' 46"            点イ N 28° 26' 14" E 129° 37' 48"            点ウ N 28° 26' 21" E 129° 37' 41"            点エ N 28° 26' 20" E 129° 37' 39"</p>	<p>1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない</p> <p>2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない</p>	大島郡龍郷町
大特区も第12号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	大島郡龍郷町高岩崎地先	<p>点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置            点ア N 28° 26' 29" E 129° 37' 41"            点イ N 28° 26' 29" E 129° 37' 45"            点ウ N 28° 26' 40" E 129° 37' 44"            点エ N 28° 26' 39" E 129° 37' 40"</p>	<p>1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない</p> <p>2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない</p>	大島郡龍郷町

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
大特区も第13号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	大島郡龍郷町龍郷辺座埼地先	<p>点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置            基点1 N 28° 27' 14" E 129° 36' 20"            (大島郡龍郷町龍郷郵便局下基点標識)            基点2 N 28° 27' 22" E 129° 36' 34"            (大島郡龍郷町龍郷辺座埼基点標識)            点ア N 28° 27' 06" E 129° 36' 24"            点イ N 28° 27' 13" E 129° 36' 39"</p>	<p>1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない</p> <p>2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない</p>	大島郡龍郷町
大特区も第14号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	奄美市名瀬小宿地先南	<p>点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置            点ア N 28° 24' 09" E 129° 28' 35"            点イ N 28° 24' 14" E 129° 28' 34"            点ウ N 28° 24' 14" E 129° 28' 28"            点エ N 28° 24' 09" E 129° 28' 28"</p>	<p>1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない</p> <p>2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない</p>	奄美市の旧名瀬市の地区
大特区も第15号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	奄美市名瀬小宿地先北	<p>点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置            点ア N 28° 24' 22" E 129° 28' 25"            点イ N 28° 24' 19" E 129° 28' 21"            点ウ N 28° 24' 15" E 129° 28' 26"            点エ N 28° 24' 18" E 129° 28' 29"</p>	<p>1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない</p> <p>2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない</p>	奄美市の旧名瀬市の地区
大特区も第16号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	奄美市名瀬根瀬部有免地先	<p>点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置            点ア N 28° 22' 56" E 129° 26' 34"            点イ N 28° 22' 58" E 129° 26' 33"            点ウ N 28° 22' 58" E 129° 26' 26"            点エ N 28° 22' 55" E 129° 26' 27"</p>	<p>1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない</p> <p>2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない</p>	奄美市の旧名瀬市の地区

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
大特区も第17号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	奄美市名瀬根瀬部地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 22' 57" E 129° 26' 03" 点イ N 28° 23' 01" E 129° 26' 05" 点ウ N 28° 23' 04" E 129° 25' 58" 点エ N 28° 22' 59" E 129° 25' 56"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	奄美市の旧名瀬市の地区
大特区も第18号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	大島郡大和村国直地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 22' 36" E 129° 24' 15" 点イ N 28° 22' 36" E 129° 24' 12" 点ウ N 28° 22' 25" E 129° 24' 14" 点エ N 28° 22' 07" E 129° 24' 15" 点オ N 28° 22' 08" E 129° 24' 19" 点カ N 28° 22' 26" E 129° 24' 17"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	大島郡大和村
大特区も第19号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	大島郡大和村大和浜地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大低潮時海岸線によって囲まれた区域  基点及び点の位置 基点1 N 28° 21' 39" E 129° 23' 55" (大島郡大和村大和浜松崎基点標識) 基点2 N 28° 21' 53" E 129° 23' 49" (大島郡大和村大和浜親川基点標識) 点ア N 28° 21' 38" E 129° 24' 00" 点イ N 28° 21' 48" E 129° 23' 59" 点ウ N 28° 21' 55" E 129° 23' 53"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	大島郡大和村
大特区も第20号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	大島郡大和村志戸勘地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 19' 44" E 129° 17' 18" 点イ N 28° 19' 46" E 129° 17' 20" 点ウ N 28° 19' 43" E 129° 17' 28" 点エ N 28° 19' 41" E 129° 17' 27"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	大島郡大和村

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
大特区も第21号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	大島郡瀬戸内町於齊勢里小浜原地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。  点の位置 点ア N 28° 06' 16" E 129° 15' 34" 点イ N 28° 06' 15" E 129° 15' 32" 点ウ N 28° 06' 08" E 129° 15' 35" 点エ N 28° 06' 08" E 129° 15' 37"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	大島郡瀬戸内町
大特区も第22号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	大島郡瀬戸内町野見山地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。  点の位置 点ア N 28° 05' 23" E 129° 17' 29" 点イ N 28° 05' 21" E 129° 17' 31" 点ウ N 28° 05' 23" E 129° 17' 38" 点エ N 28° 05' 26" E 129° 17' 35"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	大島郡瀬戸内町
大特区も第23号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	大島郡与論町百合地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 27° 01' 55" E 128° 27' 31" 点イ N 27° 02' 01" E 128° 27' 44" 点ウ N 27° 01' 52" E 128° 27' 47" 点エ N 27° 01' 48" E 128° 27' 40" 点オ N 27° 01' 45" E 128° 27' 34"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	大島郡与論町

エ 真珠母貝養殖業

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
大特区母(垂)第1号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡宇検村当間崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 16′ 43″ E 129° 16′ 01″ 点イ N 28° 16′ 43″ E 129° 16′ 07″ 点ウ N 28° 16′ 23″ E 129° 16′ 00″ 点エ N 28° 16′ 25″ E 129° 15′ 55″	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡宇検村
大特区母(垂)第2号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡宇検村部連地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 16′ 21″ E 129° 16′ 28″ 点イ N 28° 16′ 22″ E 129° 16′ 23″ 点ウ N 28° 16′ 11″ E 129° 16′ 24″ 点エ N 28° 16′ 00″ E 129° 16′ 22″ 点オ N 28° 15′ 59″ E 129° 16′ 28″ 点カ N 28° 16′ 11″ E 129° 16′ 29″	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡宇検村
大特区母(垂)第3号	第1種区画漁業	珠母貝垂式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡宇検村名柄長崎鼻地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 15′ 58″ E 129° 15′ 33″ 点イ N 28° 16′ 01″ E 129° 15′ 33″ 点ウ N 28° 16′ 03″ E 129° 15′ 22″ 点エ N 28° 15′ 59″ E 129° 15′ 22″	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡宇検村
大特区母(垂)第4号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡宇検村佐念カミジャラ崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 16′ 06″ E 129° 14′ 31″ 点イ N 28° 16′ 13″ E 129° 14′ 35″ 点ウ N 28° 16′ 15″ E 129° 14′ 27″ 点エ N 28° 16′ 08″ E 129° 14′ 24″	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡宇検村
大特区母(垂)第5号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡宇検村佐念モカエダ鼻地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 16′ 13″ E 129° 14′ 14″ 点イ N 28° 16′ 19″ E 129° 14′ 18″ 点ウ N 28° 16′ 25″ E 129° 14′ 07″ 点エ N 28° 16′ 19″ E 129° 14′ 02″	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡宇検村
大特区母(垂)第6号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡瀬戸内町黒崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 10′ 53″ E 129° 16′ 29″ 点イ N 28° 10′ 49″ E 129° 16′ 29″ 点ウ N 28° 10′ 49″ E 129° 16′ 11″ 点エ N 28° 10′ 52″ E 129° 16′ 11″	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡瀬戸内町

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
大特区母(垂)第7号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡瀬戸内町薩川湾芝待網崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 11' 13" E 129° 13' 54" 点イ N 28° 11' 09" E 129° 13' 49" 点ウ N 28° 10' 53" E 129° 14' 07" 点エ N 28° 10' 58" E 129° 14' 12"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡瀬戸内町
大特区母(垂)第8号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡瀬戸内町木慈地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 09' 58" E 129° 13' 31" 点イ N 28° 09' 55" E 129° 13' 35" 点ウ N 28° 09' 45" E 129° 13' 27" 点エ N 28° 09' 47" E 129° 13' 24"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡瀬戸内町
大特区母(垂)第9号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡瀬戸内町武名地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 09' 35" E 129° 13' 32" 点イ N 28° 09' 39" E 129° 13' 35" 点ウ N 28° 09' 29" E 129° 13' 47" 点エ N 28° 09' 26" E 129° 13' 44"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡瀬戸内町
大特区母(垂)第10号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡瀬戸内町武名赤崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 09' 39" E 129° 14' 07" 点イ N 28° 09' 40" E 129° 14' 14" 点ウ N 28° 09' 21" E 129° 14' 23" 点エ N 28° 09' 18" E 129° 14' 16"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡瀬戸内町
大特区母(垂)第11号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡瀬戸内町武名高浜地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 09' 26" E 129° 14' 54" 点イ N 28° 09' 29" E 129° 14' 51" 点ウ N 28° 09' 43" E 129° 15' 14" 点エ N 28° 09' 39" E 129° 15' 17"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡瀬戸内町
大特区母(垂)第12号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡瀬戸内町薩川湾長浜地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 09' 59" E 129° 15' 13" 点イ N 28° 09' 58" E 129° 15' 08" 点ウ N 28° 10' 03" E 129° 15' 08" 点エ N 28° 10' 03" E 129° 15' 13"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡瀬戸内町

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
大特区母(垂)第13号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡瀬戸内町知之浦地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 10' 22" E 129° 15' 30" 点イ N 28° 10' 22" E 129° 15' 35" 点ウ N 28° 09' 55" E 129° 15' 30" 点エ N 28° 09' 55" E 129° 15' 26"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡瀬戸内町
大特区母(垂)第14号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡瀬戸内町知之浦地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 10' 12" E 129° 15' 57" 点イ N 28° 10' 14" E 129° 16' 00" 点ウ N 28° 10' 08" E 129° 16' 05" 点エ N 28° 10' 06" E 129° 16' 02"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡瀬戸内町
大特区母(垂)第15号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡瀬戸内町平松地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 09' 09" E 129° 16' 31" 点イ N 28° 09' 10" E 129° 16' 36" 点ウ N 28° 09' 15" E 129° 16' 35" 点エ N 28° 09' 14" E 129° 16' 30"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡瀬戸内町
大特区母(垂)第16号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡瀬戸内町依崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 08' 33" E 129° 15' 47" 点イ N 28° 08' 30" E 129° 15' 49" 点ウ N 28° 08' 28" E 129° 15' 44" 点エ N 28° 08' 32" E 129° 15' 42"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡瀬戸内町
大特区母(垂)第17号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡瀬戸内町依長浜地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 08' 31" E 129° 15' 41" 点イ N 28° 08' 27" E 129° 15' 44" 点ウ N 28° 08' 13" E 129° 15' 13" 点エ N 28° 08' 18" E 129° 15' 10"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡瀬戸内町
大特区母(垂)第18号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡瀬戸内町瀬相大浦湾地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 08' 25" E 129° 16' 12" 点イ N 28° 08' 28" E 129° 16' 09" 点ウ N 28° 08' 13" E 129° 15' 44" 点エ N 28° 08' 09" E 129° 15' 46"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡瀬戸内町

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
大特区母(垂)第19号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡瀬戸内町瀬相京泊地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 08' 28" E 129° 16' 21" 点イ N 28° 08' 29" E 129° 16' 23" 点ウ N 28° 08' 32" E 129° 16' 20" 点エ N 28° 08' 30" E 129° 16' 18"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡瀬戸内町
大特区母(垂)第20号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡瀬戸内町呑之浦大崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 07' 48" E 129° 16' 28" 点イ N 28° 07' 52" E 129° 16' 25" 点ウ N 28° 07' 44" E 129° 16' 09" 点エ N 28° 07' 41" E 129° 16' 12"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡瀬戸内町
大特区母(垂)第21号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡瀬戸内町呑之浦地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 07' 24" E 129° 15' 57" 点イ N 28° 07' 25" E 129° 15' 56" 点ウ N 28° 07' 15" E 129° 15' 52" 点エ N 28° 07' 14" E 129° 15' 55"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡瀬戸内町
大特区母(垂)第22号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡瀬戸内町呑之浦テハ崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 07' 36" E 129° 16' 23" 点イ N 28° 07' 43" E 129° 16' 30" 点ウ N 28° 07' 35" E 129° 16' 40" 点エ N 28° 07' 27" E 129° 16' 33"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡瀬戸内町
大特区母(垂)第23号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡瀬戸内町押角フカラ地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 07' 04" E 129° 16' 38" 点イ N 28° 07' 06" E 129° 16' 32" 点ウ N 28° 07' 29" E 129° 16' 45" 点エ N 28° 07' 26" E 129° 16' 50"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡瀬戸内町
大特区母(垂)第24号	第1種区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡瀬戸内町白木崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 07' 30" E 129° 17' 03" 点イ N 28° 07' 34" E 129° 17' 00" 点ウ N 28° 07' 37" E 129° 17' 06" 点エ N 28° 07' 33" E 129° 17' 09"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡瀬戸内町

オ 真珠養殖業

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
大区第1号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡宇 検村久志 デーク浜	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 17' 12" E 129° 13' 47" 点イ N 28° 17' 06" E 129° 13' 41" 点ウ N 28° 17' 16" E 129° 13' 30" 点エ N 28° 17' 22" E 129° 13' 36"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡宇 検村
大区第2号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡宇 検村金崎 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 16' 44" E 129° 14' 38" 点イ N 28° 16' 42" E 129° 14' 35" 点ウ N 28° 16' 25" E 129° 14' 45" 点エ N 28° 16' 26" E 129° 14' 48"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡宇 検村
大区第3号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡宇 検村芦徳 宮崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 16' 52" E 129° 15' 49" 点イ N 28° 16' 53" E 129° 16' 03" 点ウ N 28° 17' 03" E 129° 16' 01" 点エ N 28° 17' 02" E 129° 15' 47"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡宇 検村
大区第4号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡宇 検村芦検 宮浦地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 17' 02" E 129° 15' 47" 点イ N 28° 17' 03" E 129° 16' 01" 点ウ N 28° 17' 13" E 129° 16' 00" 点エ N 28° 17' 12" E 129° 15' 51"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島郡宇 検村

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は条件	地元地区
大 区 第 5 号	第 1 種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡宇 検村芦検 オラ地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ 線によって囲まれた区域  点の位置  点ア N 28° 17' 11" E 129° 16' 10" 点イ N 28° 17' 08" E 129° 16' 07" 点ウ N 28° 17' 00" E 129° 16' 07" 点エ N 28° 17' 06" E 129° 16' 12"	漁具群 の外角 に電灯 その他 の照明 による 漁具標 識を設 置しな ければ ならな い	大島 郡宇 検村
大 区 第 6 号	第 1 種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡宇 検村松崎 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ 線によって囲まれた区域  点の位置  点ア N 28° 17' 00" E 129° 16' 21" 点イ N 28° 16' 49" E 129° 16' 21" 点ウ N 28° 16' 52" E 129° 17' 19" 点エ N 28° 17' 02" E 129° 17' 19"	漁具群 の外角 に電灯 その他 の照明 による 漁具標 識を設 置しな ければ ならな い	大島 郡宇 検村
大 区 第 7 号	第 1 種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡宇 検村クラ 崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置  点ア N 28° 16' 39" E 129° 17' 19" 点イ N 28° 16' 45" E 129° 17' 18" 点ウ N 28° 16' 40" E 129° 16' 39" 点エ N 28° 16' 25" E 129° 16' 26" 点オ N 28° 16' 23" E 129° 16' 31"	漁具群 の外角 に電灯 その他 の照明 による 漁具標 識を設 置しな ければ ならな い	大島 郡宇 検村
大 区 第 8 号	第 1 種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡宇 検村部連 エイ浦地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ 線によって囲まれた区域  点の位置  点ア N 28° 15' 49" E 129° 15' 47" 点イ N 28° 16' 02" E 129° 15' 45" 点ウ N 28° 16' 01" E 129° 15' 37" 点エ N 28° 15' 48" E 129° 15' 40"	漁具群 の外角 に電灯 その他 の照明 による 漁具標 識を設 置しな ければ ならな い。	大島 郡宇 検村
大 区 第 9 号	第 1 種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡宇 検村名柄 池ノ崎地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ 線によって囲まれた区域  点の位置  点ア N 28° 15' 51" E 129° 14' 56" 点イ N 28° 15' 56" E 129° 15' 00" 点ウ N 28° 16' 08" E 129° 14' 42" 点エ N 28° 16' 04" E 129° 14' 38"	漁具群 の外角 に電灯 その他 の照明 による 漁具標 識を設 置しな ければ ならな い。	大島 郡宇 検村

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は条件	地元地区
大区第10号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日～12月31日	大島郡宇検村佐念カミジャラ崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 16' 04" E 129° 14' 37" 点イ N 28° 16' 11" E 129° 14' 41" 点ウ N 28° 16' 13" E 129° 14' 35" 点エ N 28° 16' 06" E 129° 14' 31"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	大島郡宇検村
大区第11号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日	大島郡瀬戸内町花天アロホ地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 13' 05" E 129° 13' 39" 点イ N 28° 13' 08" E 129° 13' 41" 点ウ N 28° 13' 17" E 129° 13' 24" 点エ N 28° 13' 14" E 129° 13' 22"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	大島郡瀬戸内町
大区第12号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日	大島郡瀬戸内町大浜前平田地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 12' 52" E 129° 14' 20" 点イ N 28° 12' 57" E 129° 14' 24" 点ウ N 28° 13' 05" E 129° 13' 55" 点エ N 28° 13' 02" E 129° 13' 52"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	大島郡瀬戸内町
大区第13号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日	大島郡瀬戸内町蛤崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 12' 16" E 129° 15' 23" 点イ N 28° 12' 12" E 129° 15' 24" 点ウ N 28° 12' 10" E 129° 15' 17" 点エ N 28° 12' 15" E 129° 15' 15"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	大島郡瀬戸内町
大区第14号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日～12月31日	大島郡瀬戸内町阿丹花崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 10' 54" E 129° 16' 03" 点イ N 28° 10' 51" E 129° 15' 59" 点ウ N 28° 10' 56" E 129° 15' 54" 点エ N 28° 10' 58" E 129° 15' 58"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	大島郡瀬戸内町

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は条件	地元地区
大区第15号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日	大島郡瀬戸内町小瀬黒崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 11' 10" E 129° 16' 39" 点イ N 28° 11' 09" E 129° 16' 43" 点ウ N 28° 10' 58" E 129° 16' 40" 点エ N 28° 10' 58" E 129° 16' 36"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	大島郡瀬戸内町
大区第16号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日	大島郡瀬戸内町油井小島地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 10' 31" E 129° 16' 37" 点イ N 28° 10' 38" E 129° 16' 35" 点ウ N 28° 10' 41" E 129° 16' 49" 点エ N 28° 10' 34" E 129° 16' 51"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	大島郡瀬戸内町
大区第17号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日～12月31日	大島郡瀬戸内町薩川湾潮崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 11' 16" E 129° 13' 39" 点イ N 28° 11' 10" E 129° 13' 44" 点ウ N 28° 10' 57" E 129° 13' 17" 点エ N 28° 11' 03" E 129° 13' 12"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	大島郡瀬戸内町
大区第18号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日～12月31日	大島郡瀬戸内町武名地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 09' 40" E 129° 13' 36" 点イ N 28° 09' 43" E 129° 13' 39" 点ウ N 28° 09' 34" E 129° 13' 51" 点エ N 28° 09' 31" E 129° 13' 48"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	大島郡瀬戸内町
大区第19号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日～12月31日	大島郡瀬戸内町武名イチャンマ地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 09' 20" E 129° 14' 25" 点イ N 28° 09' 44" E 129° 14' 21" 点ウ N 28° 09' 46" E 129° 14' 40" 点エ N 28° 09' 22" E 129° 14' 43"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	大島郡瀬戸内町

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は条件	地元地区
大区第20号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日～12月31日	大島郡瀬戸内町薩川湾鳥瀬地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 10' 12" E 129° 15' 10" 点イ N 28° 10' 12" E 129° 15' 06" 点ウ N 28° 10' 16" E 129° 15' 06" 点エ N 28° 10' 15" E 129° 15' 10"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	大島郡瀬戸内町
大区第21号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日～12月31日	大島郡瀬戸内町知之浦対岸地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 09' 55" E 129° 15' 35" 点イ N 28° 09' 55" E 129° 15' 37" 点ウ N 28° 09' 42" E 129° 15' 38" 点エ N 28° 09' 42" E 129° 15' 35"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	大島郡瀬戸内町
大区第22号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日～12月31日	大島郡瀬戸内町平松地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 09' 24" E 129° 16' 34" 点イ N 28° 09' 24" E 129° 16' 38" 点ウ N 28° 09' 18" E 129° 16' 38" 点エ N 28° 09' 18" E 129° 16' 34"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	大島郡瀬戸内町
大区第23号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日～12月31日	大島郡瀬戸内町三浦大木田原地先	基点1, 点ア, 点イ, 基点2及び基点1を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 09' 07" E 129° 15' 56" 点イ N 28° 09' 03" E 129° 15' 56" 点ウ N 28° 09' 02" E 129° 15' 38" 点エ N 28° 09' 06" E 129° 15' 37"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	大島郡瀬戸内町
大区第24号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日～12月31日	大島郡瀬戸内町三浦手安原地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 09' 06" E 129° 15' 33" 点イ N 28° 09' 03" E 129° 15' 33" 点ウ N 28° 09' 03" E 129° 15' 26" 点エ N 28° 09' 06" E 129° 15' 25"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	大島郡瀬戸内町

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は条件	地元地区
大区第25号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日～12月31日	大島郡瀬戸内町三浦古浦原地先	基点1, 点ア, 基点2を順次に直線で結んだ線と最大低潮時海岸線によって囲まれた区域  基点及び点の位置 基点1 N 28° 09' 08" E 129° 15' 18" (大島郡瀬戸内町三浦古浦原基点標識) 基点2 N 28° 09' 13" E 129° 15' 08" (大島郡瀬戸内町三浦古浦原道路護岸基点標識) 点ア N 28° 09' 05" E 129° 15' 13"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	大島郡瀬戸内町
大区第26号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日～12月31日	大島郡瀬戸内町三浦崎畑原地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 08' 57" E 129° 15' 06" 点イ N 28° 09' 00" E 129° 15' 06" 点ウ N 28° 09' 01" E 129° 15' 13" 点エ N 28° 08' 58" E 129° 15' 14"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	大島郡瀬戸内町
大区第27号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日～12月31日	大島郡瀬戸内町俵崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 08' 43" E 129° 15' 46" 点イ N 28° 08' 49" E 129° 16' 04" 点ウ N 28° 08' 45" E 129° 16' 06" 点エ N 28° 08' 39" E 129° 15' 48"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	大島郡瀬戸内町
大区第28号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日～12月31日	大島郡瀬戸内町瀬相麦田原地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ及び基点1を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  基点及び点の位置 基点1 N 28° 07' 42" E 129° 14' 55" (大島郡瀬戸内町瀬相麦田原基点標識) 点ア N 28° 07' 38" E 129° 14' 56" 点イ N 28° 07' 38" E 129° 14' 51" 点ウ N 28° 07' 42" E 129° 14' 52"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	大島郡瀬戸内町
大区第29号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日～12月31日	大島郡瀬戸内町吞之浦乙崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 08' 21" E 129° 16' 38" 点イ N 28° 08' 21" E 129° 16' 42" 点ウ N 28° 08' 03" E 129° 16' 40" 点エ N 28° 08' 03" E 129° 16' 36"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。	大島郡瀬戸内町

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限は 条件	地元 地区
大区 第30号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡瀬 戸内町白 木崎阿田 浜地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ 線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 07' 33" E 129° 17' 18" 点イ N 28° 07' 35" E 129° 17' 23" 点ウ N 28° 07' 27" E 129° 17' 24" 点エ N 28° 07' 26" E 129° 17' 19"	漁具群 の外角 に電灯 その他 の照明 による 漁具標 識を設 置しな ければ ならな い。	大島 郡瀬 戸内 町
大区 第31号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡瀬 戸内町伊 砂根久真	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 07' 17" E 129° 17' 25" 点イ N 28° 07' 16" E 129° 17' 30" 点ウ N 28° 06' 59" E 129° 17' 27" 点エ N 28° 06' 59" E 129° 17' 21"	漁具群 の外角 に電灯 その他 の照明 による 漁具標 識を設 置しな ければ ならな い	大島 郡瀬 戸内 町

カ くるまえば養殖業

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
大区く第1号	第2種区画漁業	くるまえば養殖業	1月1日～12月31日	奄美市笠利町手花部イヤンマ地先	基点1、点ア、点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域  基点及び点の位置 基点1 N 28° 27' 09" E 129° 40' 03" (大島郡笠利町手花部イヤンマ基点標識) 基点2 N 28° 26' 56" E 129° 40' 02" (大島郡笠利町手花部津代基点標識) 点ア N 28° 27' 08" E 129° 40' 00" 点イ N 28° 26' 59" E 129° 39' 59"	なし	奄美市の旧笠利町の区域
大区く第2号	第2種区画漁業	くるまえば養殖業	1月1日～12月31日	奄美市笠利町手花部津代地先	基点1、点ア、点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域  基点及び点の位置 基点1 N 28° 26' 56" E 129° 40' 02" (大島郡笠利町手花部津代基点標識) 基点2 N 28° 26' 43" E 129° 40' 07" (大島郡笠利町手花部津代又基点標識) 点ア N 28° 26' 57" E 129° 39' 59" 点イ N 28° 26' 51" E 129° 39' 58"	なし	奄美市の旧笠利町の区域
大区く第3号	第2種区画漁業	くるまえば養殖業	1月1日～12月31日	大島郡龍郷町芦徳宇天地先	基点1、点ア及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域  基点及び点の位置 基点1 N 28° 25' 55" E 129° 36' 44" (大島郡龍郷町芦徳宇天宇天橋左岸下流側親柱) 基点2 N 28° 26' 00" E 129° 36' 45" (大島郡龍郷町芦徳宇天唐船鼻基点標識) 点ア N 28° 25' 57" E 129° 36' 46"	なし	大島郡龍郷町
大区く第4号	第2種区画漁業	くるまえば養殖業	1月1日～12月31日	大島郡宇検村宇検池ン名地先	基点1及び基点2を直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域  基点及び点の位置 基点1 N 28° 18' 01" E 129° 12' 53" (大島郡宇検村宇検舟越基点標石) 基点2 N 28° 17' 55" E 129° 12' 58" (大島郡宇検村コシキヨウ基点標石)	なし	大島郡宇検村
大区く第5号	第2種区画漁業	くるまえば養殖業	1月1日～12月31日	大島郡瀬戸内町蘇刈ホノホシ地先	大島郡瀬戸内町蘇刈ホノホシ底浦旧軍道路(町道)によって仕切られた入江の最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	なし	大島郡瀬戸内町
大区く第6号	第2種区画漁業	くるまえば養殖業	1月1日～12月31日	大島郡瀬戸内町蘇刈ホノホシ高ン間地先	基点1、点ア、点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域  基点及び点の位置 基点1 N 28° 07' 49" E 129° 22' 03" (大島郡瀬戸内町蘇刈ホノホシ旧軍道路基点標識) 基点2 N 28° 07' 38" E 129° 21' 56" (大島郡瀬戸内町蘇刈ホノホシ高ン間川口基点標識) 点ア N 28° 07' 40" E 129° 21' 54"	なし	大島郡瀬戸内町

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
大区く第7号	第2種区画漁業	くるまえば養殖業	1月1日～12月31日	大島郡瀬戸内町蘇刈ホノホシ高ノ間地先	<p>基点1, 点ア, 点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置            基点1 N 28° 07' 38" E 129° 21' 50"            (大島郡瀬戸内町ホノホシ高ノ間旧軍棧橋基点標識)            基点2 N 28° 07' 38" E 129° 21' 56"            (大島郡瀬戸内町蘇刈ホノホシ高ノ間川口基点標識)            点ア N 28° 07' 40" E 129° 21' 52"            点イ N 28° 07' 40" E 129° 21' 54"</p>	なし	大島郡瀬戸内町
大区く第8号	第2種区画漁業	くるまえば養殖業	1月1日～12月31日	大島郡大和村湯湾釜地先	<p>基点1, 点ア, 点イ, 点ウ及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置            基点1 N 28° 21' 45" E 129° 24' 38"            (大島郡大和村山長川左岸基点標識)            基点2 N 28° 21' 46" E 129° 24' 33"            (大島郡大和村河平川右岸基点標識)            点ア N 28° 21' 48" E 129° 24' 38"            点イ N 28° 21' 49" E 129° 24' 34"            点ウ N 28° 21' 49" E 129° 24' 33"</p>	なし	大島郡大和村
大区く第9号	第2種区画漁業	くるまえば養殖業	1月1日～12月31日	大島郡大和村湯湾釜子地先	<p>基点1, 点ア, 点イ, 点ウ及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置            基点1 N 28° 21' 46" E 129° 24' 32"            (大島郡大和村河平川左岸基点標識)            基点2 N 28° 21' 50" E 129° 24' 23"            (大島郡大和村キク崎基点標識)            点ア N 28° 21' 47" E 129° 24' 32"            点イ N 28° 21' 49" E 129° 24' 32"            点ウ N 28° 21' 53" E 129° 24' 25"</p>	なし	大島郡大和村

4. 内水面  
(1) 共同漁業

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	関係地区
鹿内共第1号	第5種共同漁業	あゆ漁業 こい漁業 うなぎ漁業 やまめ漁業 ふな漁業 おいかわ漁業 もくずがに漁業 てながえび漁業	1月1日～12月31日 " " " " " " "	出水市の米之津川本流及び支流	<p>基点1と基点2を結んだ線より上流の米之津川本流及び支流のうち大水流川、江良川、高柳川、安原川、平良川、金床川、小木場川、神戸川、鍋野川、流合川、樋ノ谷川、嫁谷川、軸谷川、田原川、高川川、高牟礼川、宇津良川、白木川内川、坂元川、崩川、稲重川の区域。ただし、各河川において次の点から河川と垂直に交わる線より上流の区域を除く。</p> <p>1 大水流川 点ア N32° 04' 18.1" E130° 29' 56.5"</p> <p>2 江良川 点イ N32° 07' 29.9" E130° 22' 06.2"</p> <p>3 高柳川 点ウ N32° 05' 50.1" E130° 22' 07.2"</p> <p>4 安原川 点エ N32° 06' 14.3" E130° 21' 37.7"</p> <p>5 平良川 点オ N31° 59' 42.7" E130° 20' 34.4"</p> <p>6 金床川 点カ N32° 01' 43.0" E130° 20' 44.9"</p> <p>7 小木場川 点キ N32° 00' 08.1" E130° 21' 22.9"</p> <p>8 神戸川 点ク N32° 01' 42.0" E130° 21' 36.6"</p> <p>9 鍋野川 点ケ N31° 59' 57.5" E130° 23' 19.0"</p> <p>10 流合川 点コ N32° 01' 30.7" E130° 22' 56.9"</p> <p>11 樋ノ谷川 点サ N32° 01' 57.6" E130° 24' 36.0"</p> <p>12 嫁谷川 点シ N32° 05' 49.5" E130° 22' 54.9"</p> <p>13 軸谷川 点ス N32° 06' 35.3" E130° 24' 40.9"</p> <p>14 田原川 点セ N32° 04' 22.7" E130° 24' 46.9"</p> <p>15 高川川 点ソ N32° 01' 16.7" E130° 26' 42.7"</p> <p>16 高牟礼川 点タ N32° 02' 25.1" E130° 26' 56.7"</p> <p>17 宇津良川 点チ N32° 02' 58.7" E130° 28' 55.0"</p> <p>18 白木川内川 点ツ N32° 03' 25.4" E130° 27' 21.7"</p> <p>19 坂元川 点テ N32° 06' 35.3" E130° 27' 37.0"</p> <p>20 崩川 点ト N32° 03' 43.2" E130° 28' 20.9"</p> <p>21 稲重川 点ナ N32° 04' 13.3" E130° 28' 31.2"</p> <p>基点の位置 基点1 N32° 06' 57.5" E130° 20' 17.8" 基点2 N32° 06' 56.1" E130° 20' 13.9"</p>	なし	出水市の旧出水市の区域
鹿内共第2号	第5種共同漁業	あゆ漁業 こい漁業 うなぎ漁業 もくずがに漁業	1月1日～12月31日 " " "	出水市の高尾野川本流	<p>基点1と基点2を結んだ線より上流の高尾野川本流の区域。ただし、次の点から河川と垂直に交わる線より上流の区域を除く。</p> <p>高尾野川 点ア N31° 58' 46.8" E130° 20' 29.8"</p>	なし	出水市の旧出水市及び旧出水郡高尾野町の区域

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	関係地区
					基点の位置 基点1 N32° 05' 35.8" E130° 16' 41.8" 基点2 N32° 05' 35.4" E130° 16' 39.3"		
鹿内共第3号	第5種共同漁業	あゆ漁業 こい漁業 うなぎ漁業 もくずがに漁業	1月1日～ 12月31日 " " "	阿久根市の高松川本流及び支流	基点1と基点2を結んだ線より上流の高松川本流及び支流のうち山下川の区域。ただし、各河川において次の点から河川と垂直に交わる線より上流の区域を除く。  1 高松川 点ア N31° 59' 06.4" E130° 16' 53.9" 2 山下川 点イ N32° 00' 09.5" E130° 14' 25.0"  基点の位置 基点1 N32° 01' 04.4" E130° 11' 37.7" 基点2 N32° 01' 02.8" E130° 11' 37.4"	なし	阿久根市
鹿内共第4号	第5種共同漁業	あゆ漁業 こい漁業 うなぎ漁業 ふな漁業 もくずがに漁業 てながえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " " "	薩摩川内市、薩摩郡さつま町の川内川本流及び支流	基点1と点aを結んだ線から基点2と基点3を結んだ線までの川内川本流及び支流のうち高城川、麦之浦川、長尾川、平良川、隈之城川、平佐川、倉浦川、八間川、小倉川、田海川、樋渡川、岩切川、山田川、樋脇川、市比野川、後川内川、倉野川、久富木川、大山口川、五反田川、泊野川、海老川、夜星川、大薄川、中間川、穴川、大王川、南方川、南川、前川、浦川内川、柳野川の区域。ただし、各河川において次の点から河川と垂直に交わる線より上流の区域を除く。  1 高城川 点ア N31° 56' 38.9" E130° 16' 43.0" 2 麦之浦川 点イ N31° 54' 42.3" E130° 15' 51.6" 3 長尾川 点ウ N31° 51' 57.8" E130° 16' 38.8" 4 平良川 点エ N31° 48' 30.7" E130° 16' 54.6" 5 隈之城川 点オ N31° 46' 23.1" E130° 16' 56.6" 6 平佐川 点カ N31° 48' 13.0" E130° 21' 05.2" 7 倉浦川 点キ N31° 49' 35.3" E130° 13' 30.2" 8 八間川 点ク N31° 47' 48.1" E130° 14' 44.5" 9 小倉川 点ケ N31° 51' 44.7" E130° 15' 46.6" 10 田海川 点コ N31° 56' 20.2" E130° 18' 48.0" 11 樋渡川 点サ N31° 54' 19.0" E130° 20' 36.3" 12 岩切川 点シ N31° 52' 56.1" E130° 22' 30.8" 13 山田川 点ス N31° 54' 28.2" E130° 23' 05.9" 14 樋脇川 点セ N31° 45' 01.0" E130° 28' 17.9" 15 市比野川 点ソ N31° 44' 24.1" E130° 25' 04.8" 16 後川内川 点タ N31° 48' 29.9" E130° 29' 23.0" 17 倉野川 点チ N31° 50' 58.6" E130° 23' 55.5"	なし	薩摩川内市の旧川内市、旧薩摩郡東郷町、旧薩摩郡樋脇町、旧薩摩郡入来町、旧薩摩郡那答院町及び薩摩郡さつま町の区域

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	関係地区
					18 久富木川 点ツ N31° 49' 28.8" E130° 30' 10.0" 19 大山口川 点テ N31° 52' 23.1" E130° 25' 05.7" 20 五反田川 点ト N31° 53' 12.2" E130° 27' 38.9" 21 泊野川 点ナ N31° 57' 38.0" E130° 21' 05.4" 22 海老川 点ニ N31° 57' 08.1" E130° 23' 53.4" 23 夜星川 点ヌ N31° 59' 31.8" E130° 26' 13.7" 24 大薄川 点ネ N31° 59' 10.6" E130° 22' 51.7" 25 中間川 点ノ N31° 58' 00.3" E130° 28' 40.0" 26 穴川 点ハ N31° 54' 54.0" E130° 36' 54.0" 27 大王川 点ヒ N31° 53' 02.6" E130° 31' 30.7" 28 南方川 点フ N31° 52' 39.6" E130° 33' 56.7" 29 南川 点ヘ N31° 53' 32.0" E130° 36' 59.6" 30 前川 点ホ N31° 56' 36.0" E130° 34' 35.2" 31 浦川内川 点マ N31° 58' 37.8" E130° 32' 46.7" 32 柳野川 点ミ N31° 59' 53.3" E130° 28' 17.8"  基点及び点の位置 基点1 N31° 49' 47.0" E130° 13' 30.9" 基点2 N31° 59' 21.0" E130° 29' 35.1" 基点3 N31° 59' 17.8" E130° 29' 42.4" 点a N31° 50' 07.2" E130° 13' 29.9"		
鹿内共第5号	第5種共同漁業	あゆ漁業 こい漁業 うなぎ漁業 ふな漁業	1月1日～ 12月31日 " " "	薩摩郡さつま町、伊佐市の川内川本流及び支流	基点1と基点2を結んだ線から基点3と基点4を結んだ線までの川内川本流の鶴田ダムの区域及び支流のうち平江川、辺母木川、西ノ山川、宮人川の区域。ただし、各河川において次の点から河川と垂直に交わる線より上流の区域を除く。  1 平江川 点ア N32° 00' 47.4" E130° 29' 04.4" 2 辺母木川 点イ N32° 01' 36.4" E130° 30' 45.1" 3 西ノ山川 点ウ N31° 59' 07.7" E130° 33' 56.4" 4 宮人川 点エ N32° 01' 41.6" E130° 33' 53.2"  基点の位置 基点1 N31° 59' 41.9" E130° 29' 25.3" 基点2 N31° 59' 33.2" E130° 29' 49.5" 基点3 N32° 00' 44.0" E130° 34' 40.6" 基点4 N32° 00' 39.4" E130° 34' 42.6"	基点1と基点2を結んだ線から下流の区域で操業してはならない。	薩摩川内市の旧川内市、旧薩摩郡東郷町、旧薩摩郡樋脇町、旧薩摩郡入来町、旧薩摩郡祁答院町、伊佐市、薩摩郡さつま町及び始良郡湧水町の区域
鹿内共第6号	第5種共同漁業	あゆ漁業 こい漁業 うなぎ漁業 ふな漁業	1月1日～ 12月31日 " " "	伊佐市、始良郡湧水町の川内川本流及び支流	基点1と基点2を結んだ線から基点3と点aを結んだ線までの川内川本流及び支流のうち針持川、白木川、羽月川、平出水川、井立田川、小川内川、山野川、十曾川、牛尾川、水之手川、山之口川、青木川、市山川、田中川、楠本川、重留川、川間川、芋	なし	伊佐市及び始良郡湧水町の区域

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	関係地区
		おいかわ 漁業 やまめ漁業	1月1日～ 12月31日 "		<p>田川, 白川川, 境川, 天神川, 幸田川, 田尾原川, 上村川, 綿打川, 湯谷川, 竹下川, 桶寄川, 須屋川, 石小川の区域。ただし, 各河川において次の点から河川と垂直に交わる線より上流の区域を除く。</p> <p>1 針持川 点ア N31° 58' 03.1" E130° 34' 38.8"</p> <p>2 白木川 点イ N32° 03' 21.0" E130° 33' 18.2"</p> <p>3 羽月川 点ウ N32° 07' 23.8" E130° 33' 27.6"</p> <p>4 平出水川 点エ N32° 04' 57.0" E130° 32' 29.0"</p> <p>5 井立田川 点オ N32° 05' 52.6" E130° 31' 18.6"</p> <p>6 小川内川 点カ N32° 07' 02.8" E130° 32' 09.3"</p> <p>7 山野川 点キ N32° 07' 14.3" E130° 34' 19.1"</p> <p>8 十曾川 点ク N32° 07' 24.0" E130° 37' 40.6"</p> <p>9 牛尾川 点ケ N32° 06' 13.8" E130° 37' 14.5"</p> <p>10 水之手川 点コ N32° 05' 50.7" E130° 38' 02.0"</p> <p>11 山之口川 点サ N32° 04' 36.8" E130° 37' 30.3"</p> <p>12 青木川 点シ N32° 04' 18.8" E130° 39' 17.7"</p> <p>13 市山川 点ス N32° 03' 38.5" E130° 40' 15.5"</p> <p>14 田中川 点セ N32° 02' 46.3" E130° 39' 23.6"</p> <p>15 楠本川 点ソ N32° 02' 24.1" E130° 41' 24.2"</p> <p>16 重留川 点タ N32° 00' 53.6" E130° 39' 39.2"</p> <p>17 川間川 点チ N31° 58' 43.8" E130° 37' 31.2"</p> <p>18 芋田川 点ツ N31° 57' 27.3" E130° 38' 47.8"</p> <p>19 白川川 点テ N31° 56' 55.0" E130° 39' 38.9"</p> <p>20 境川 点ト N31° 59' 23.5" E130° 41' 28.1"</p> <p>21 天神川 点ナ N31° 58' 07.3" E130° 41' 52.1"</p> <p>22 幸田川 点ニ N31° 57' 40.1" E130° 41' 34.7"</p> <p>23 田尾原川 点ヌ N31° 57' 51.7" E130° 42' 27.3"</p> <p>24 上村川 点ネ N31° 57' 02.2" E130° 42' 02.6"</p> <p>25 綿打川 点ノ N31° 56' 21.9" E130° 42' 42.7"</p> <p>26 湯谷川 点ハ N31° 59' 29.4" E130° 29' 36.5"</p> <p>27 竹下川 点ヒ N31° 57' 44.9" E130° 43' 46.3"</p> <p>28 桶寄川 点フ N31° 59' 45.8" E130° 45' 12.7"</p> <p>29 須屋川 点ヘ N32° 01' 39.6" E130° 44' 02.4"</p>		

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	関係地区
					30 石小川 点ホ N32° 01' 47.9" E130° 44' 38.7"  基点の位置 基点1 N32° 00' 44.0" E130° 34' 40.6" 基点2 N32° 00' 39.4" E130° 34' 42.6" 基点3 N32° 02' 19.4" E130° 44' 50.1" 点a N32° 02' 25.7" E130° 44' 49.4"		
鹿内共第7号	第1種共同漁業	しじみ漁業 はまぐり漁業	1月1日～12月31日 "	薩摩川内市の川内川本流及び支流	基点1と点aを結んだ線から基点2と基点3を結んだ線までの川内川本流及び支流のうち高城川、平良川、隈之城川の区域。ただし、各河川において次の点から河川と垂直に交わる線より上流の区域を除く。  1 高城川 点ア N31° 56' 38.9" E130° 16' 43.0" 2 平良川 点イ N31° 48' 30.7" E130° 16' 54.6" 3 隈之城川 点ウ N31° 46' 23.1" E130° 16' 56.6"  基点及び点の位置 基点1 N31° 49' 47.0" E130° 13' 30.9" 基点2 N31° 49' 27.8" E130° 18' 49.4" 基点3 N31° 49' 24.4" E130° 18' 57.1" 点a N31° 50' 07.2" E130° 13' 29.9"	なし	薩摩川内市の旧川内市の区域
鹿内共第8号	第5種共同漁業	あゆ漁業 こい漁業 うなぎ漁業 もくずがに漁業 てながえび漁業	1月1日～12月31日 " " " "	南九州市の万之瀬川本流及び支流	基点1と基点2を結んだ線より上流の万之瀬川本流及び支流のうち永里川、麓川、野崎川、神殿川、基点3と点aを結んだ線より上流の大谷川の区域。ただし、各河川において次の点から河川と垂直に交わる線より上流の区域を除く。  1 万之瀬川 点ア N31° 28' 03.0" E130° 27' 05.3" 2 永里川 点イ N31° 20' 43.9" E130° 24' 19.7" 3 麓川 点ウ N31° 22' 20.3" E130° 24' 42.5" 4 野崎川 点エ N31° 26' 56.6" E130° 28' 36.5" 5 神殿川 点オ N31° 26' 38.2" E130° 25' 44.6" 6 大谷川 点カ N31° 19' 10.5" E130° 20' 29.4"  基点及び点の位置 基点1 N31° 24' 11.4" E130° 21' 57.7" 基点2 N31° 24' 08.1" E130° 21' 54.7" 基点3 N31° 23' 41.6" E130° 20' 36.3" 点a N31° 23' 40.6" E130° 20' 36.2"	なし	南九州市の旧川辺郡川辺町の区域
鹿内共第9号	第5種共同漁業	あゆ漁業 こい漁業 うなぎ漁業 もくずがに漁業	1月1日～12月31日 " " "	鹿児島市の甲突川本流及び支流	基点1と基点2を結んだ線より上流の甲突川本流及び支流のうち花野川、犬迫川、比志島川、川田川の区域。ただし、各河川において次の点から河川と垂直に交わる線より上流の区域を除く。  1 甲突川 点ア N31° 39' 46.3" E130° 29' 22.4" 2 花野川 点イ N31° 38' 49.6" E130° 31' 50.7"	なし	鹿児島市の旧鹿児島市及び旧日置郡郡山町の区域

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	関係地区
					3 犬迫川 点ウ N31° 38' 06.8" E130° 30' 14.7" 4 比志島川 点エ N31° 39' 41.9" E130° 30' 39.4" 5 川田川 点オ N31° 42' 01.9" E130° 29' 57.9"  基点の位置 基点1 N31° 34' 37.9" E130° 33' 34.3" 基点2 N31° 34' 40.3" E130° 33' 37.0"		
鹿内共第10号	第5種共同漁業	あゆ漁業 こい漁業 うなぎ漁業 もくずがに漁業	1月1日～12月31日 " "	鹿児島市、始良市の思川本流及び支流	基点1と基点2を結んだ線より上流の思川本流及び支流のうち本名川、狩川の区域。ただし、各河川において次の点から河川と垂直に交わる線より上流の区域を除く。  1 思川 点ア N31° 44' 15.0" E130° 31' 19.0" 2 本名川 点イ N31° 42' 42.5" E130° 31' 29.9" 3 狩川 点ウ N31° 42' 37.6" E130° 35' 39.0"  基点の位置 基点1 N31° 42' 33.0" E130° 37' 03.6" 基点2 N31° 42' 34.3" E130° 37' 04.9"	なし	鹿児島市の旧鹿児島郡吉田町及び始良市の旧始良郡始良町の区域
鹿内共第11号	第5種共同漁業	あゆ漁業 こい漁業 うなぎ漁業	1月1日～12月31日 " "	始良市の別府川本流及び支流	基点1と基点2を結んだ線より上流の別府川本流及び支流のうち前郷川、田平川、山田川の区域。ただし、各河川において次の点から河川と垂直に交わる線より上流の区域を除く。  1 別府川 点ア N31° 49' 54.9" E130° 33' 18.6" 2 前郷川 点イ N31° 45' 29.0" E130° 30' 42.3" 3 田平川 点ウ N31° 47' 45.0" E130° 31' 48.6" 4 山田川 点エ N31° 51' 24.8" E130° 36' 17.8"  基点の位置 基点1 N31° 43' 13.1" , E130° 38' 24.7" 基点2 N31° 43' 15.5" , E130° 38' 45.6"	なし	始良市の旧始良郡加治木町、勒弥、旧始良郡蒲生町及び旧始良郡始良町（脇元、平松を除く）の区域
鹿内共第12号	第5種共同漁業	あゆ漁業 こい漁業 うなぎ漁業	1月1日～12月31日 " "	始良市、霧島市の網掛川本流及び支流	基点と点aを結んだ線より上流の網掛川本流及び支流のうち湯ノ谷川、宇曾ノ木川、崎森川の区域。ただし、各河川において次の点から河川と垂直に交わる線より上流の区域を除く。  1 網掛川 点ア N31° 51' 50.8" E130° 38' 24.7" 2 湯ノ谷川 点イ N31° 45' 03.8" E130° 38' 28.3" 3 宇曾ノ木川 点ウ N31° 48' 47.6" E130° 39' 56.0" 4 崎森川 点エ N31° 47' 42.9" E130° 41' 51.7"  基点及び点の位置 基点 N31° 43' 49.5" E130° 39' 46.5" 点a N31° 43' 43.3" E130° 39' 36.9"	なし	始良市の旧加治木町及び霧島市の旧溝辺町の区域

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	関係地区
鹿内共第13号	第5種共同漁業	あゆ漁業 こい漁業 うなぎ漁業 ふな漁業	1月1日～ 12月31日 " " "	霧島市の天降川本流及び支流	<p>基点1と基点2を結んだ線より上流の天降川本流及び支流のうち嘉例川、西光寺川、手籠川、郡田川、霧島川、狩川、真田川、中津川、小谷川、石坂川、三体川、久留味川、馬渡川、万膳川、鑄河川、清水川、柴尾田川の区域。ただし、各河川において次の点から河川と垂直に交わる線より上流の区域を除く。</p> <p>1 天降川 点ア N31° 54' 27.5" E130° 38' 14.0"</p> <p>2 嘉例川 点イ N31° 49' 37.1" E130° 43' 15.0"</p> <p>3 西光寺川 点ウ N31° 46' 19.3" E130° 43' 45.3"</p> <p>4 手籠川 点エ N31° 48' 24.8" E130° 50' 22.8"</p> <p>5 郡田川 点オ N31° 46' 34.7" E130° 49' 15.2"</p> <p>6 霧島川 点カ N31° 52' 47.1" E130° 51' 51.1"</p> <p>7 狩川 点キ N31° 49' 04.5" E130° 50' 44.9"</p> <p>8 真田川 点ク N31° 50' 09.0" E130° 50' 15.7"</p> <p>9 中津川 点ケ N31° 50' 57.8" E130° 48' 11.9"</p> <p>10 小谷川 点コ N31° 53' 12.5" E130° 48' 48.5"</p> <p>11 石坂川 点サ N31° 53' 44.7" E130° 48' 14.7"</p> <p>12 三体川 点シ N31° 54' 05.5" E130° 47' 29.9"</p> <p>13 久留味川 点ス N31° 52' 56.9" E130° 37' 38.7"</p> <p>14 馬渡川 点セ N31° 52' 59.6" E130° 40' 03.3"</p> <p>15 万膳川 点ソ N31° 54' 22.5" E130° 46' 08.9"</p> <p>16 鑄河川 点タ N31° 54' 59.4" E130° 45' 44.5"</p> <p>17 清水川 点チ N31° 55' 21.0" E130° 41' 03.8"</p> <p>18 柴尾田川 点ツ N31° 53' 40.5" E130° 38' 51.1"</p> <p>基点の位置 基点1 N31° 42' 50.7" E130° 44' 22.6" 基点2 N31° 42' 35.8" E130° 44' 27.9"</p>	なし	霧島市の旧国分市、旧始良郡隼人町、旧始良郡霧島町、旧始良郡牧園町及び旧始良郡横川町の区域
鹿内共第14号	第5種共同漁業	あゆ漁業 うなぎ漁業 もくずがに漁業	1月1日～ 12月31日 " "	霧島市の検校川本流及び支流	<p>基点1と基点2を結んだ線より上流の検校川本流及び支流のうち鎮守尾川、夕岸川、荒河内川、長谷川の区域。ただし、各河川において次の点から河川と垂直に交わる線より上流の区域を除く。</p> <p>1 検校川 点ア N31° 45' 53.7" E130° 50' 01.1"</p> <p>2 鎮守尾川 点イ N31° 42' 29.1" E130° 49' 25.0"</p> <p>3 夕岸川 点ウ N31° 44' 51.1" E130° 50' 11.8"</p> <p>4 荒河内川 点エ N31° 44' 33.3" E130° 49' 50.1"</p> <p>5 長谷川 点オ N31° 42' 34.6" E130° 52' 04.3"</p>	なし	霧島市の旧国分市の区域

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	関係地区
					基点の位置 基点1 N31° 42' 14.8" E130° 47' 01.5" 基点2 N31° 42' 15.6" E130° 47' 10.6"		
鹿内共第15号	第5種共同漁業	あゆ漁業 こい漁業 うなぎ漁業 もくずがに漁業	1月1日～12月31日 " "	志布志市の安楽川本流及び支流	基点1及び基点2を結んだ線より上流の安楽川及び支流のうち尾野見川の区域。ただし、各河川において次の点から河川と垂直に交わる線より上流の区域を除く。  1 安楽川 点ア N31° 36' 22.2" E131° 08' 00.3" 2 尾野見川 点イ N31° 33' 16.0" E131° 06' 11.2"  基点の位置 基点1 N31° 27' 35.3" E131° 04' 32.5" 基点2 N31° 27' 35.4" E131° 04' 36.4"	なし	志布志市の旧曾於郡志布志町及び旧曾於郡松山町の区域
鹿内共第16号	第5種共同漁業	こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業	1月1日～12月31日 " "	曾於市の大淀川本流及び支流	基点1と点aを結んだ線から上流の大淀川本流及び支流のうち迫下川、湯ノ尻川、村山川の旧末吉町の区域。ただし、基点1と点aを結ぶ線から基点2と点bを結ぶ線までの大淀川本流の中央線から右岸側（都城市側）の区域及び各河川において次の点から河川と垂直に交わる線より上流の区域を除く。  1 大淀川 点ア N31° 38' 56.9" E131° 04' 54.7" 2 迫下川 点イ N31° 40' 47.5" E131° 01' 00.1" 3 湯ノ尻川 点ウ N31° 38' 43.4" E131° 00' 17.3" 4 村山川 点エ N31° 40' 24.4" E130° 57' 29.2"  基点及び点の位置 基点1 N31° 41' 51.5" E131° 01' 43.7" 基点2 N31° 40' 28.2" E131° 01' 27.8" 点a N31° 41' 51.1" E131° 01' 45.8" 点b N31° 40' 28.3" E131° 01' 29.5"	なし	曾於市の旧曾於郡末吉町の区域

## (2) 区画漁業

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
鹿内特区魚第1号	第1種区画漁業	こい・ふな小割式養殖業	1月1日～12月31日	指宿市の池田湖	<p>点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置</p> <p>点ア N31° 13′ 52.9″ E130° 34′ 59.7″</p> <p>点イ N31° 13′ 49.6″ E130° 34′ 57.7″</p> <p>点ウ N31° 13′ 50.7″ E130° 34′ 54.5″</p> <p>点エ N31° 13′ 54.2″ E130° 34′ 55.9″</p>	<p>1 配合乾燥飼料以外の餌料を投与してはならない</p> <p>2 敷設する生簀(5メートル×5メートル)はこい4台以内、ふな31台以内とする。</p>	指宿市の旧揖宿郡山川町の区域